

平成 17 事業年度
事業報告書

自 平成 17 年 4 月 1 日
至 平成 18 年 3 月 31 日

独立行政法人労働者健康福祉機構

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|--|--|--|
| 第2 業務運営の効率化に関する事項 <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 業務の効果的実施等の観点から次のとおり適宜弾力的に見直しを行うこと。</p> <p>(1) 労災病院の全国的・体系的な勤労者医療における中核的役割の推進、産業保健推進センターの産業保健関係者への支援活動等の機能強化のため、本部の施設に対する業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。</p> | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。 特に労災病院については、病院毎の財務分析・情報提供を推進する。</p> | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置 <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導を充実するため、引き続き本部の組織の見直しを行い、施設運営支援・経営指導体制の強化を図る。 特に労災病院については、個々の病院毎に経営分析指標に基づく財務分析を行うとともに、これに基づく経営指導・支援を行う。</p> | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置 <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取組を行った。</p> <p>(1) 施設に対する本部の運営支援・経営指導体制の強化 ア 経営方針の職員への浸透度のフォローアップ 全ての職員一人一人に、機構の抱える課題と経営状況及びその対策について理事長名文書を配布した(17年9月、18年2月)。 また、年2回の院長会議及び副院長・事務局長・看護部長会議等の本部主催会議(計30回)において、職員一人一人に周知徹底し、各施設において具体的な取組を実施するよう指示するとともに、理事長又は役員が施設に出向き、運営会議や技師会総会等で各職種代表者に対して機構運営方針の説明を行った。 一方、各病院においても機構の運営方針について職員の理解度を高めるため、職場懇談会の場で院長が機構の運営方針を説明したり、職種ごとの意見交換会の開催や院内報へ運営方針の解説の掲載を行った。</p> <p>イ 施設に対する運営支援・経営指導体制の強化 理事会(週1回)のほか、経営改善推進会議(隔週開催)を開催し、中期目標・中期計画を確実に達成するため、施設が取り組むべき事項や方向性を示した運営の基本方針を策定し施設に対して指導を実施した。</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> 運営の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・「労災病院群後期臨床研修制度」 ・「看護体制の確保・充実に関する指針」 ・「労災病院間派遣交流制度」 ・「労災病院間転任推進制度」 ・「医事業務機能の強化に関する指針」 ・「外部機関等研修制度」 ・「個人別役割確認制度」等 </div> <p>また、体制面においても医療事業部に設置した経営指導課を拡充し、新たな部レベルとしての経営企画室を設置し、個々の労災病院の経営分析指標に基づく経営指導・支援を強化した。 併せて各労災病院における経営企画機能の強化を図るため、各病院に経営企画課を設置することを決定した。 さらに、アスベスト問題に対応するため、本部にアスベスト疾患総合対策本部を設置するとともに、労災病院にアスベスト疾患センターを設置する等、機動的な対応を行った。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|---------|-----|--------|--------|---------------|--------|---------------|--------|--------------|--------|-------|--------|
| (2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を導入すること。 | (2) 外部機関等を活用して情報を収集し、新たな人事・給与制度を速やかに導入する。 | (2) 平成16年度に引き続き、新たな制度の導入に向け、詳細設計を行うとともに、評価者研修等を行う。 | <p>② 労災病院に対する経営指導・支援 本部の施設運営支援・経営指導体制の下で、個々の病院毎に患者数の推移、病床利用率、診療科別収支率、人件費等の経営分析指標に基づく財務分析を行うとともに、次の措置を講じた。</p> <p>ア 本部に設置する経営改善推進会議において、医師・看護師確保対策等の支援制度を構築するとともに、昨年度に引き続き、より高点数の施設基準の取得、地域医療連携の強化、病床削減を含む効率的な医療提供体制を検討し、実施。薬品・診療材料・衛生材料の共同購入を導入。併せて職員給与引き下げを実施。</p> <p>イ 本部・病院間の協議（病院協議）において、運営状況及び目標達成のための具体的な取組、中長期的な経営見通し等について、病院毎に協議を実施し、平成20年度までの経営目標を策定。</p> <p>ウ 経営改善病院に対して、昨年度に引き続き、毎月「経営改善進捗状況報告書」を提出させ、継続的なフォローアップを実施するとともに、亜急性期病床・障害者病棟の導入・病床の削減等を指示し改善を図った。 また、計画の見直しが必要とされる病院については、本部主導による「経営改善計画書」の再提出及び協議を実施。 上記の取組の結果、収支差は16億円改善（平成16年度△8億円）。著しく改善した病院については、指定の解除を検討。</p> <p>エ 上記「ウ」の経営改善病院の他、病院協議において決定した年度計画の達成が危惧される病院（計画達成危惧病院）については、実地調査及び協議を実施し改善に向けての行動計画を策定。</p> <p>(2) 新たな制度の導入に向け次のような取組を行った。</p> <p>① 施設別勤務実績の給与への反映拡大 施設別業務実績の導入について理事長名文書を職員一人一人に配付するなど、職員のモチベーションとモラールの維持・向上に配慮しつつ、前年度の施設別業務実績（医療事業収支率）を反映した給与制度を導入。</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>※医療事業収支率＝医療事業収入 ÷ 医療事業費 × 100 勤勉手当の支給月数に次の係数を乗じる</p> <table> <tr> <td>医療事業収支率</td> <td>係 数</td> </tr> <tr> <td>110 以上</td> <td>: 1. 2</td> </tr> <tr> <td>105 以上 110 未満</td> <td>: 1. 1</td> </tr> <tr> <td>100 以上 105 未満</td> <td>: 1. 0</td> </tr> <tr> <td>95 以上 100 未満</td> <td>: 0. 9</td> </tr> <tr> <td>95 未満</td> <td>: 0. 8</td> </tr> </table> </div> | 医療事業収支率 | 係 数 | 110 以上 | : 1. 2 | 105 以上 110 未満 | : 1. 1 | 100 以上 105 未満 | : 1. 0 | 95 以上 100 未満 | : 0. 9 | 95 未満 | : 0. 8 |
| 医療事業収支率 | 係 数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 110 以上 | : 1. 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 105 以上 110 未満 | : 1. 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 100 以上 105 未満 | : 1. 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| 95 以上 100 未満 | : 0. 9 | | | | | | | | | | | | | | |
| 95 未満 | : 0. 8 | | | | | | | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|--|---|--|
| 2 一般管理費、事業費等の効率化 中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については5%程度節減すること。 | 2 一般管理費、事業費等の効率化 一般管理費（退職手当を除く。）については人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。 また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて5%程度の額を節減する。 | 2 一般管理費（退職手当を除く。）については、業務委託の推進等人件費の抑制、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減、競争入札の積極的な実施等に努める。 また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品の統一化を行うことによる物品調達コストの縮減、保守契約内容の見直し等により節減に努める。 | <p>② 給与構造の見直し 医師以外の職員俸給2.5%カットと管理職手当の定額化による年功的な給与制度の見直し。</p> <p>③ 管理職に対する「個人別役割確認制度」の導入の決定 施設及び部門の業務目標の達成を確実なものとするため、管理職について個人別の役割目標を設定した「個人別役割確認制度」の導入を決定。</p> <p>2 一般管理費・事業費等の効率化 (1) 一般管理費・事業費の節減 ① 一般管理費（退職手当を除く。）については、平成16年度に比べ△3.4%の節減（対16年度縮減額△732百万円：対15年度△6.9%節減）を実施した。 主な縮減の取組事項は以下のとおりである。</p> <p>ア 人件費の抑制 本部による指導のもと、事務職員数の抑制を図るとともに下記の取組により人件費を△333百万円縮減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師以外の職員俸給2.5%カット ・賞与0.14月分カット、管理職加算半減（17年6月実施） <p>イ 業務委託費の縮減 清掃面積や清掃回数の変更、電話交換及び事務補助の業務履行時間の変更等契約内容の見直しを実施したこと等により、業務委託費を平成16年度に比べて△57百万円縮減した。</p> <p>ウ 競争入札の積極的な実施 競争入札の更なる実施に努めた結果、平成17年度の入札件数は平成16年度を10件上回り、契約額は平成16年度に比べ△23百万円縮減した。</p> <p>エ その他の取組 以上の取組に加えて、以下の取組により一般管理費の縮減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期購読誌の見直し、プリンタートナーのリサイクル製品の使用、インターネットを利用した購入手段の活用等による消耗器材費の縮減（△18百万円） ・電話回線契約の見直し、宅配業者のメール便の活用等による通信運搬費の縮減（△6百万円） ・節水バルブの利用等による光熱水費の縮減（△3百万円） |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|--|--|---|--|
| なお、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努めることにより、その費用のうち運営費交付金の割合を低下させること。 | 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおける運営費交付金の割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底等による費用節減に努めることにより、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比べて5ポイント程度低下させる。 | (2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施による物品調達コストの縮減等により、その費用のうち運営費交付金の割合の低下に努める。 | <p>② 事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く）については、平成16年度に比べ△2.2%の節減（対16年度縮減額△115百万円：対15年度△6.2%節減）を実施した。 主な節減の取組事項は以下のとおりである。</p> <p>ア 学生諸費の縮減 看護専門学校において、学生食を廃止すること等により、学生諸費を平成16年度に比べて△26百万円縮減した。</p> <p>イ 社会復帰指導員業務費の縮減 社会復帰指導員の業務のうち、産業殉職者調査について、本部一括調査に変更したこと等により、社会復帰指導員業務費を平成16年度に比べて△15百万円縮減した。</p> <p>ウ 賃借料の縮減 産業保健推進センターにおいて、平成16年度に引き続き契約交渉の強化・徹底を実施するとともに、より安価な事務所への移転を行ったこと等により、賃借料を平成16年度に比べて△15百万円縮減した。</p> <p>エ 印刷製本費の縮減 産業保健推進センターにおいて、広報誌を近隣センターで共同制作したこと、印刷物の部数・仕様を見直したこと等により、印刷製本費を平成16年度に比べて△7百万円縮減した。</p> <p>オ 業務委託費の縮減 清掃業務委託において、清掃面積や清掃回数等の見直しや給食業務委託において委託業務量見直しを行ったこと等により業務委託費を平成16年度に比べて△6百万円縮減した。</p> <p>カ その他の取組 以上の取組に加えて、下記の取り組みにより事業費の縮減に努めた。 ・メール便等安価な発送手段利用による通信運搬費の縮減。（△5百万円） ・コピー機、FAX等の保守についてスポット契約へ変更したこと等による保守料金の縮減（△5百万円）。 ・節電・節水の取組強化及び契約電力の変更による光熱水費の縮減（△3百万円）。</p> <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合の低下 医師以外の職員俸給2.5%カット及び職員賞与0.14月分カット並びに、共同購入による薬品調達コストの縮減、節水バルブの導入による光熱水費の節減等により、運営費交付金の割合を、平成16年度に比べ0.2ポイント低下させた。（対15年度△3.5ポイント低下：16～17年度の2年間で中期計画の70%を達成）</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|--|---|---|---|
| <p>3 労災病院の再編による効率化 　　労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、37病院を30病院(5病院を廃止し4病院を2病院に統合する)とする労災病院の再編を、定められた期限(平成19年度)までに行うこと。</p> | <p>3 労災病院の再編による効率化 　　労災病院の再編(統廃合)については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定し、定められた期限までに着実に進める。 　　なお、労災病院の統廃合の実施に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進等に十分配慮するとともに、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に万全を期す。</p> | <p>3 労災病院の再編による効率化 (1)「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)において平成17年度が廃止期限とされた珪肺労災病院及び大牟田労災病院については、個々の「労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進め、平成18年3月31日までに廃止する。</p> | <p>3 労災病院の再編による効率化 (1) 硅肺労災病院及び大牟田労災病院の廃止 　　平成17年度が廃止予定時期であった珪肺労災病院及び大牟田労災病院は、それぞれの「労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を適切に進め、平成18年3月31日をもって廃止した。</p> <p>① 硅肺労災病院 ア 平成16年4月から地元関係者等と連絡会議を開催し、同年8月に学校法人獨協学園獨協医科大学(以下「獨協医科大学」という。)への移譲が最も望ましいとする「珪肺労災病院の移譲に係る要望書」が地元関係者から提出されたことを受け、平成17年2月に獨協医科大学、栃木県、地元関係市町村、機構の4者間で「基本合意書」を締結し、移譲に係る具体的な協議を進めた。 　　その結果、同年8月に獨協医科大学を移譲先として決定し、「基本協定」を締結した上で、平成18年4月1日をもって獨協医科大学へ移譲した。</p> <p>イ 移譲に当たっては、珪肺労災病院の診療機能が基本的に承継されるとともに、地域が要望する診療機能(産婦人科、小児科、脳卒中対策としての神経内科、脳神経外科)の整備に応えられるよう配慮し、基本協定において、入・通院中の患者については、患者の意向を踏まえ移譲後の新病院で診療を継続することとした。</p> <p>ウ 病院職員については、機構の施設において雇用の場を確保することを大前提に雇用確保対策を進めるとともに、基本協定において、移譲後の新病院への再就職を希望する職員については獨協医科大学が最大限の配慮をすることとした。その結果、約6割の職員が移譲後の新病院への再就職を希望し、ほぼ全員が採用された。また、機構内の転勤に応じられない職員及び移譲後の新病院への再就職を希望しない職員については、就職先紹介等の支援を行った。</p> <p>エ 移譲まで診療機能を適切に維持するとともに、赤字幅の拡大を抑えるべく医師の確保に努め、移譲先となった獨協医科大学から医師の派遣を得た。</p> <p>オ 移譲に伴う獨協医科大学への病院資産の譲渡については、不動産管理細則第27条、物品管理細則第23条及び不動産鑑定評価等所定の手続きに従い、厚生労働大臣の認可を受け、市場価格を踏まえた鑑定評価を行うことにより適正な価額で譲渡した。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|------|--|--|
| | | <p>(2) 平成18年度及び19年度を予定時期とする統廃合対象病院については、統廃合に向けた準備を進める。</p> | <p>② 大牟田労災病院 ア 「労災病院の再編計画」において、大牟田労災病院の設置経緯、「炭鉱災害による一酸化炭素中毒に関する特別措置法」の趣旨及びCO中毒患者の療養の現状を踏まえた対応を検討することとされたことから、厚生労働省とともにCO中毒患者への対応方法について協議するほか、平成16年11月に地元関係者等と連絡会議を開催し、大牟田労災病院廃止後の地域医療の確保やCO中毒患者対策等に関する情報交換を行った。その結果、平成17年12月、厚生労働省が「CO中毒患者に係る特別対策事業」を委託する事業者候補として選定した財団法人福岡県社会保険医療協会（以下「財団」という。）を移譲先として決定し、「基本協定」を締結した上で、平成18年4月1日に財団へ移譲した。</p> <p>イ 移譲に当たっては、CO中毒患者に対する診療機能が承継されるとともに、高次脳機能障害に対応した診療機能の整備に応えられるよう配慮し、基本協定において、入・通院中の患者については、患者の意向を踏まえ移譲後の新病院で診療を継続することとした。</p> <p>ウ 病院職員については、機構の施設において雇用の場を確保することを大前提に雇用確保対策を進めるとともに、基本協定において、移譲後の新病院への再就職を希望する職員については財団が最大限の配慮をすることとした。その結果、約7割の職員が移譲後の新病院への再就職を希望し、全員が採用された。また、機構内の転勤に応じられない職員及び移譲後の新病院への再就職を希望しない職員については、就職先紹介等の支援を行った。</p> <p>エ 移譲まで診療機能を適切に維持するとともに、赤字幅の拡大を抑えるべく医師の確保に努め、近隣の九州労災病院及び熊本労災病院から応援医師を派遣した。</p> <p>オ 移譲に伴う財団への病院資産の譲渡については、不動産管理細則第27条、物品管理細則第23条及び不動産鑑定評価等所定の手続きに従い、厚生労働大臣の認可を受け、市場価格を踏まえた鑑定評価を行うことにより適正な価額で譲渡した。</p> <p>(2) 平成18年度及び平成19年度の統廃合に向けた準備 ① 岩手労災病院（平成18年度廃止予定） ア 地元関係者等と2回の連絡会議を開催するなど協議を重ねた結果、花巻市が病院資産を取得した上で、市が策定した医療構想に沿った適切な医療機関を選定する、という市の方針に沿って調整した。</p> <p>イ 移譲まで診療機能を適切に維持し、経営基盤を安定させるため医師の確保に努め、関係大学を訪問して医師の派遣を得るとともに、労災病院における医師派遣制度を活用し、大阪労災病院から医師を派遣した。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|--|--|---|
| <p>4 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止 休養施設及び労災保険会館については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、平成17年度末までに全て廃止すること。</p> | <p>4 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止 休養施設及び労災保険会館の廃止については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、定められた期限までに着実に進める。</p> | <p>4 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、休養施設「水上荘」(群馬県水上町)、「別府湯のもりパレス」(大分県別府市)及び労災保険会館(東京都文京区)を平成18年3月31日までに廃止する。</p> | <p>② 筑豊労災病院(平成19年度廃止予定) ア 平成16年度に引き続き、平成17年11月に地元関係者等と連絡会議を開催した結果、地元1市4町が設置した後医療検討委員会の答申を踏まえ、受け皿となる医療機関を合併後の新市において検討するよう調整した。</p> <p>イ 移譲まで診療機能を適切に維持し、経営基盤を安定させるため医師の確保に努め、従来からの関連大学医局以外にも医師派遣を要請するとともに、社団法人地域医療振興協会から医師の派遣を得た。</p> <p>③ 美唄・岩見沢労災病院及び九州・門司労災病院(平成19年度統合予定) ア 管理面・組織面での統合の具体的な形及び運用方法を検討中である。</p> <p>イ 各病院の特色ある診療機能の整備を検討中である。</p> <p>④ 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、平成17年5月31日に休養施設「水上荘」を平成17年11月30日に休養施設「別府湯のもりパレス」を廃止した。 また、平成18年3月31日に労災保険会館を廃止した。 廃止に当たっては、地元自治体・労働局への廃止通告、利用者への周知、職員の雇用対応など適切な業務に努めた。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|--|--|---|
| <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。</p> | <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 中期目標期間の初年度に、外部有識者を含む業績評価委員会を設置し事業毎に事前・事後評価を行い、業務運営に反映する。また、業績評価の結果については、ホームページなどで公表する。</p> | <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の運営方針を作成するとともに、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度運営方針に対する事前評価を実施し、その結果を業務運営に反映する。</p> | <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業績評価の実施</p> <p>① 内部業績評価実施要領に基づき業績評価制度を全面的に実施した。全ての事業（BSC）・施設毎（100BSC）・労災病院の部門毎（1000BSC）にバランス・スコアカード（以下「BSC」という）の手法を用いた内部業績評価を実施し、平成17年11月に全ての評価単位において上半期評価を実施した。上半期評価での自己評価と管理者評価に基づき、目標と実績に乖離がある事項に関しては、フォローアップを行うとともに、改善策について翌年度の運営方針に反映させた。（決算期評価については、平成18年6月に実施した。） 併せて、内部業績評価制度の定着を目指し、BSCに対する職員の理解度を調査し、理解度の低い施設に対して指導等を行った。 また、外部有識者による業績評価として、「業績評価委員会」（12月開催）において平成17年度の上半期業務実績の事後評価、平成18年度機構運営方針の事前評価を実施し、業務の改善に反映させた。 なお、「業績評価委員会」の業績評価の結果については、ホームページ等で公表した。</p> <p>平成17年度業績評価委員会評価結果（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> ・「経営分析の一層の推進について検討すべき」 ・「経営方針や目標の職員への周知について、BSC等の取組みを継続し、情報の共有化に努めるべき」 <p>評価結果に対する対応 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から、各労災病院に経営分析や経営戦略の策定等を専門に行う経営企画課を設置することを決定 ・全職員に対するアンケート調査の実施、BSC活動活性化に向けた指導及び管理職に対する「個人別役割確認制度」の導入を決定 </p> <p>② 平成17年度において内部業績評価制度を実施したことにより、以下の具体的な改善効果が得られた。</p> <p>ア 財務の視点 <ul style="list-style-type: none"> ・損益額 △128億円（H16） → △73億円（H17） 対前年度55億円改善 <p>イ 利用者の視点 <ul style="list-style-type: none"> ・患者満足度 78.6%（H16） → 78.9%（H17） ・勤労者予防医療センター利用者からの評価 81.7%（H16） → 90.6%（H17） 対前年度8.9ポイント増 </p> </p></p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|---|--|--|
| | <p>(2) 毎年度決算終了後速やかに事業実績をホームページ等で公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p> | <p>(2) 業務の透明性を高めるため、決算終了後速やかに業務実績をホームページ等で公開するとともに、業務内容の充実を図るために、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営へ反映させる。</p> | <p>ウ 質の向上の視点 - 優秀な人材の確保 「労災病院群後期臨床研修制度」の策定 「看護体制の確保・充実に関する指針」の策定 - 医療安全の推進 「医療安全チェックシート」の全病院導入 「労災病院間医療安全相互チェック制度」の導入 「医療事故データ公表基準」の策定 - DPC導入病院の準備の加速 17年度DPC調査協力病院 11病院 - クリニカルパス策定件数 2,163件(H16) → 2,684件(H17) 対前年度24.1%増 - 患者紹介率 38.6%(H16) → 42.3%(H17) 対前年度3.7ポイント増</p> <p>エ 効率化の視点 - 薬品品目数 50,364件(H16) → 46,463件(H17) 対前年度3,901品目削減</p> <p>オ 学習と成長の視点 - 職員満足度(職員アンケート) 理念・基本方針への共感: 2.0ポイント増 研修・教育に対する取組: 3.8ポイント増 - 職員の能力開発の推進 「労災病院間派遣交流制度」の策定 「労災病院間転任推進制度」の策定 「外部機関等研修制度」の策定 - 経営分析の一層の推進 各病院に経営企画課を設置することを決定</p> <p>(2) 業務実績の公表 業績評価の結果、事業の業務実績をホームページで公表し、電子メールにより広く機構の業務に対する意見・評価を求めた。メールにて届けられた意見については、翌年度の運営方針に反映させるとともに、質問者に対して回答を行った。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|----|---------|----------------|------|---------|--|----|--------|--|------|------|--|
| <p>2 療養施設の運営業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 中期目標期間の初年度に、勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約するとともに、各機能を組織的・計画的に推進すること。</p> | <p>2 療養施設の運営業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約し、各機能を組織的・計画的に推進するため、次のとおり取り組む。</p> | <p>2 療養施設の運営業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療の中核的役割を推進するため、労災疾病研究センターにおいて行う臨床研究、勤労者予防医療センターにおいて行う予防活動及び勤労者医療の地域支援の推進を図るために設置する地域医療連携室において行う地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターでは、次のとおり取り組む。</p> | <p>2 療養施設の運営業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療の中核的役割を推進するため、勤労者医療総合センターの活動のうち、労災疾病研究センターでは下記①のとおり取り組んだ。 勤労者予防医療センターの活動については評価シート(5)に、地域医療連携室の活動については評価シート(6)に記載している。 特にアスベスト問題に関する取組については、アスベストによる健康被害の救済に向けて、国や社会の要請に応えるため、診断、治療のみならず研究や研修等さまざまな観点から、次のような取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト関連疾患の診断・治療及び症例の収集を行う医療機関として、23の労災病院にアスベスト疾患センターを設置した。このうち、全国7ブロックの拠点となる7センターをブロックセンターと位置付け、労災指定医療機関を始め他の医療機関の支援を行った。アスベスト疾患センターにおける活動実績は以下のとおり。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>相談</td> <td>24,402名</td> <td>(産保センター相談者数含む)</td> </tr> <tr> <td>健康診断</td> <td>13,900名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>診療</td> <td>3,963名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講習会等</td> <td>151件</td> <td></td> </tr> </table> ・ 従来の労災疾病等12分野の一つである「粉じん等による呼吸器疾患」分野研究の中から、「石綿曝露による肺がん及び悪性中皮腫例の調査研究」を独立させることにより、新たに「アスベスト関連疾患」分野を立ち上げ、重点的取組を強化することとした。具体的な研究成果は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中皮腫は石綿曝露と相当の因果関係あり ・ 治療方法として早期診断に基づく外科的切除が最良の方法 ・ 石綿曝露の医学的所見として胸膜プラーク、石綿小体の存在が重要 ・ 「粉じん等呼吸器疾患分野」の研究者が中心となって、(独)産業医学総合研究所の研究者等からの協力を得て、実地医家向けに診断方法等を解説した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」を発刊した。(18年2月) <p style="text-align: right;">総発行部数 10,000部 (18年5月現在)</p> | 相談 | 24,402名 | (産保センター相談者数含む) | 健康診断 | 13,900名 | | 診療 | 3,963名 | | 講習会等 | 151件 | |
| 相談 | 24,402名 | (産保センター相談者数含む) | | | | | | | | | | | | | |
| 健康診断 | 13,900名 | | | | | | | | | | | | | | |
| 診療 | 3,963名 | | | | | | | | | | | | | | |
| 講習会等 | 151件 | | | | | | | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|--|--|---|---|
| <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、別紙の12分野の課題に応じて研究の方向性を定め、労災疾病に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組むこと。</p> <p>また、労災疾病に係る研究・開発、普及に当たっては、各労災病院が有する臨床研究機能を集約して各分野毎に中核病院を選定し、各労災病院間のネットワークを活用して取り組むこと。</p> | <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進</p> <p>中期目標に示された12分野毎に別紙のとおり研究テーマを定めるとともに、研究・開発、普及の効果的な推進を図るために、次のような取組を行う。</p> <p>ア これまでの診療実績・研究実績等を踏まえ、12分野毎に中核病院を定めるとともに、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築することにより、研究テーマ毎にモデル医療やモデル予防法の研究開発に必要な臨床データ等を全国的・体系的に集積する。</p> | <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進</p> <p>労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図るために、各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙12分野の研究テーマ毎に、次のような取組を行う。</p> <p>ア 「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を活用して、全労災病院から研究・開発に必要な臨床データ等を集積するとともに、その評価・分析を行う。</p> | <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図るために、各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙12分野の研究テーマ毎に、ア～ウの取組を行った。</p> <p>ア 各分野とも、次のとおり、研究課題に応じた臨床データ等を集積するとともに、その評価・分析を行っている。</p> <p>a <u>職業性呼吸器疾患分野</u></p> <p>成果：アスベスト問題の重要性に鑑み、「石綿曝露による肺がん及び悪性中皮腫例の調査研究」に集中的に取り組み、153の症例を検討することにより、研究成果を以下のとおり中間報告書として取りまとめた（平成18年度公表予定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中皮腫は石綿曝露と相当の因果関係あり ・治療方法として早期診断に基づく外科的切除が最良の方法 ・石綿曝露の医学的所見として胸膜プラーク、石綿小体の存在が重要 <p>実績：5研究テーマで計742例の症例を収集し、中皮腫診断症例のカルテ等に基づきデータ解析等を行った。</p> <p>b <u>メンタルヘルス分野</u></p> <p>成果：インターネットを媒体としてメンタルヘルスチェックと健康行動理論に基づく指導コメントを提供するための個人向けシステム、及び個人向けシステムの調査結果から判定される職場毎のストレッサーの有無、改善方針等をまとめた事業所向け報告書を提供する事業場システムを開発した。</p> <p>実績：67例に対し、開発したメンタルヘルスチェックシステムの検証のためのアンケート、面接等を行い、データ収集した。また、4例に対し、うつ状態の尺度（CES-D）、ライフスタイル、脳血流検査（SPECT）による画像診断等を実施し、データ収集を行った。</p> <p>c <u>産業中毒分野</u></p> <p>テーマ1（タンパク質）</p> <p>成果：800種の有害化学物質の情報検索のためのデータベースを構築し、ホームページで公開した。さらに建設現場での曝露可能性があるもの、及び電子工業界での使用が増加している有害化学物質2物質について、その分析法を開発した。</p> <p>実績：800物質について、各物質の特性、法規制情報等のデータ収集を行った。</p> <p>テーマ2（シックハウス）</p> <p>実績：150例（受診患者）に対し、心理テスト、採血検査、眼球機能検査、瞳孔反射検査、呼吸機能検査等を実施し、データ収集を行った。</p> <p><u>振動障害分野</u></p> <p>成果：研究成果を中間報告書として取りまとめるとともに、本研究成果、及び当該FSBP%の測定を新たな検査</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|------|----------|--|
| | | | <p>として末梢循環障害の精密検査として実施するとの内容が、国の「振動障害の検査指針検討会」の報告書に盛り込まれた。</p> <p>実績：199例について、指動脈血圧測定（F S B P %）を測定し、測定結果を評価・分析した。</p> <p>e <u>物理的因子分野</u> 成果：10名に対し、パッチテストを施行し、シャンプー等77品種中33品種が陽性を示し、原因となった化粧品等の同定ができた。</p> <p>実績：1,733店（理容業・美容業）について、従業員のアレルギー性皮膚炎の発生状況等のデータ収集を行い、評価・分析した結果を中間報告した。</p> <p>f <u>筋・骨格系分野</u> 成果：本データ収集に当たって、作業形態、職場環境、生活習慣の他、家庭や職場の人間関係、仕事への満足度、ストレス等も盛り込んだ我が国初の心理・社会的要因にも配慮した詳細なアンケート調査表を作成した。</p> <p>実績：9,313名の勤労者から、作業形態職場環境、生活習慣、腰痛歴、人間関係、仕事への満足度、ストレス等に関し、データ収集を行った。</p> <p>g <u>職業性外傷分野</u> 実績：82例の臨床データ（労働災害による重度損傷手）選定し、そのうち45例について呼出調査を実施し、医学的側面（X線撮影、知覚評価、手指の可動域の計測、手指の温度の比較、A D L評価等）並びに復職時期・復職業種等に関し、データ収集を行った。</p> <p>h <u>脊髄損傷分野</u> 実績：119例に対し「頸椎ドック」を施行し、M R Iによる脊椎管及び頸髄の計測等を行った。</p> <p>i <u>感覚器障害分野</u> 実績：121例（視力不良患者）について、糖尿病性網膜症の状況、治療前後のQ O L、職場環境（ストレス）等のデータ収集を行った。</p> <p>j <u>脳・心臓疾患分野</u> 実績：878名の健康診断データを収集した。58名（急性心筋梗塞で入院した患者）に対し、急性期に係るアンケートを実施しデータ収集を行った。</p> <p>k <u>働く女性分野</u> 成果：2,823件について、月経関連障害の状況、就労の質（Q W L）等のデータ収集を行い、そのうち1,075件について予備的な分析を行い、結果を得た。</p> <p>l <u>職場復帰リハ分野</u> 実績：307件について、発症時及び入院時の状況、退院時の状況のデータ登録を行い、そのうち132件について予備的な分析を行った。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|---|---|--|
| | <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>i 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を10万件以上（※）得る。 (※参考：平成14年度実績4,124件（産業中毒、じん肺、腰痛データ・ベース）)</p> <p>ii 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。</p> <p>iii 中期目標期間中に、日本職業・災害医学等関連医学会において、13研究・開発テーマに関し30件以上（※）の学会発表を行う。 (※参考：研究開発期間中と終了時に、それぞれ1回以上実施)</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を設置して、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映する。</p> | <p>イ 研究開発されたモデル医療等の普及を図るため、四肢切断、骨折等の職業性外傷、せき臓損傷に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、既存（※）のデータ・ベース（ホームページ）と併せてアクセス件数3万6千件以上を得る。</p> <p>【※既存データ・ベース（ホームページ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体への過度の負担による筋・骨格系疾患 ・振動障害 ・化学物質の曝露による産業中毒 ・粉じん等による呼吸器疾患 ・職場復帰のためのリハビリテーション ・勤労者のメンタルヘルス <p>ウ 各研究開発計画の中間評価を行うため、外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催する。 また、その結果を研究開発計画の改善に反映する。</p> | <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>i データ・ベース（ホームページ）関係 (i) 職業性外傷分野及びせき臓損傷分野に関し、これまでの研究成果を基に、データ・ベースを構築した。 (ii) 職業性呼吸器疾患分野のデータ・ベースについて、粉じん作業別画像の掲載を行い、より理解しやすいものとした。 (iii) 産業中毒分野のデータ・ベース（ホームページ）について、化学物質別有害性情報検索システムを構築し、より検索しやすい内容とした。 (iv) 以下(i)～(iii)のデータ・ベースの構築及びリニューアルの取組により、既存のデータ・ベース（ホームページ）と併せて38,260件のアクセスを得た。</p> <p>〔ホームページアクセス件数 14,630件(H16) → 38,260件(H17)〕</p> <p>ii 労災病院医師、臨床検査技師に対して「アスベスト関連疾患に係る講習会」、「アスベスト小体計測検査講習会」、「振動障害に係る講習会」等の教育研修を実施した。</p> <p>iii 日本職業・災害医学会において、労災疾病研究に係るシンポジウムが設けられ、12分野13研究・開発テーマについて、各研究者が発表を行った。</p> <p>〔発表件数：34件〕</p> <p>ウ 外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を4回開催し、各分野の研究・開発の進捗状況について中間評価を行い、今後の研究・開発の方向性について承認を得るとともに、研究・開発の実施方法について、評価指標・解析方法等の意見・助言を得て、研究開発計画の改善に反映した。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|--|--|---|
| <p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進し、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上（※1）、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上（※2）、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上（※3）実施すること。 また、利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p> <p>（※参考1：平成14年度実績 17,887人） （※参考2：平成14年度実績 7,838人） （※参考3：平成14年度実績 855人）</p> | <p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者に対する過労死予防等の推進に関する中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。</p> | <p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者の健康確保を図るため、勤労者予防医療センターにおいて次のような取組を行い、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ7万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万2千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ1千9百人以上実施するとともに、利用者満足度調査を実施し、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を促進するとともに予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等し、指導・相談業務等に活用する。</p> | <p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者の健康確保を図るため、勤労者予防医療センターにおいて次のような取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ113,672人に実施した。16～17年度の2年間で中期目標23万人以上の84.6%を達成した。 ii メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ15,249人に実施した。16～17年度の2年間で中期目標5万5千人の51.1%を達成した。 iii 勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,280人に実施した。16～17年度の2年間で中期目標7千人の77.2%を達成した。 iv また、利用者満足度調査を実施し、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を90.6%（前年度比8.9ポイント増）得た。2年目においても、中期目標である70%以上を達成した。 <p>ア 指導・相談の質の向上に向け、次のような取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 日本職業・災害医学会、日本産業衛生学会、日本食糧栄養学会等158の学会等に参加し、また124の文献等により予防医療に関する最新の情報を入手して指導・相談業務に活用した。 ii 過労死予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3種類の「生活習慣病からあなたを守る」と題するリーフレットを作成（171,000部）するとともに、栄養指導等に活用し、センター利用者・出張講習等の際に配布した。また、これらリーフレットをホームページに掲載し、企業や勤労者が印刷して使用可能とした。 ・ 最新のデータや研究成果を取り入れて「働く人々の生活習慣病予防ノート」を改訂し（24,750冊）、生活指導、保健指導等に活用し、センター利用者・出張講習等の際に配布した。 iii メンタルヘルス不全予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な事例検討会等勉強会を開催するほか、日本産業力ウンセラーアソシエーションが実施する研修会に参加し、また、連絡会議の開催等地域のメンタルヘルス支援組織との連携により最新の情報を収集し、研修・相談に活用した。 ・ より効果的な電話相談を実施するため、相談者の属性、相談内容、アドバイス内容等を相談員が記載する相談記録票を電子化し管理するシステムを構築し、試験的に実施した。 iv 勤労女性の健康管理対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年7月2日及び平成18年2月4日開催の「女性医療フォーラム」において、機構外の医師、産業医、看護師等と積極的に意見交換を行い、女性医療についての最新情報を入手し、指導・相談に活用した。 |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|--|--|---|
| | <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、結果を指導・相談内容に反映させることにより、その質の向上を図る。</p> | <p>イ 勤労者の利便性の向上を図るため、利用しやすい指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮するとともに、企業への出張講習等を積極的に行う。</p> <p>ウ 満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を勤労者に対する過労死予防等の推進業務の改善に反映する。</p> | <p>イ 勤労者等の利便性の向上に向け、次のような取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 勤労者の利用しやすい時間帯（17時以降、土、日、祭日）に各種指導・相談等を8,799回実施し、22,238人の参加を得た。 ii 企業への出張講習会も積極的に行い、610企業に対し899回実施し、47,421人の参加を得た。 iii 時間が取れない勤労者に対し、食事調査・問診票を使用した郵便による栄養指導を実施した。 iv 横浜労災病院では、電子メールによる相談を3,929件実施した。 <p>ウ 満足度調査等の結果を検討し、利用者・企業からの意見とともに、長期的な指導を実施する「健康教室」、実施時間帯の幅を広げる等予防医療ニーズに対応した業務の改善を行うとともに、2つの調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 地域のニーズの把握の調査 企業を対象に、勤労者予防医療センターを利用していない企業を含め、全国的レベルでニーズ調査を実施することとし、当該ニーズ調査に係る調査票の作成をはじめ調査に係る基本設計を行った。 ii 勤労者の健康確保の寄与度調査 勤労者の健康確保の寄与度について検証するため、メタボリック症候群についての共同調査研究を実施することとし、そのための研究計画書を作成した。 |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|--|--|---|
| <p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関との連携を推進するとともに、労災指定医療機関を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。 また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p> | <p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに、患者紹介率を40%以上（※1）とする。 (※参考1：平成14年度実績 30.3%)</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ3万2千人以上（※2）に対し講習を実施する。また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。</p> <p>ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ・診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ6万件以上（※3）実施する。</p> <p>エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、地域支援業務の改善に反映する。 (※参考2：平成14年度実績 5,987人×5年間の5%増) (※参考3：平成14年度実績 11,364件×5年間の5%増)</p> | <p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、38%以上の患者紹介率を確保する。</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万2千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p> <p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ1万8千件以上の受託検査を実施する。</p> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を地域支援業務の改善に反映する。</p> | <p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関や産業医等に対するニーズ調査・満足度調査（平成17年9月～10月：地域医療連携室のサービスを利用する労災指定医療機関等や産業医の医師に対する医療情報の提供、医療水準、診察時間帯等についてのアンケート調査）を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価について、中期目標70%を大きく上回る77.0%の評価を得た。</p> <p>ア 労災指定医療機関等との連携強化（紹介率） 地域医療連携室において労災指定医療機関等からの紹介患者の受付等業務等（FAX等による直接予約システムの導入）を行うとともに、地域医療連携パスの導入に取り組んだ結果、42.3%の患者紹介率を確保し、中期計画の40%以上を達成した。</p> <p>イ モデル医療の普及（症例検討会・講習会の参加人数） 労災指定医療機関等の休診日や診療時間終了後に配慮するとともに、モデル医療について、電話・FAX・メール等による相談受付を実施し、以下の取組を行うことにより、症例検討会及び講習会の参加人数は18,681人となり、16～17年度の2年間で中期計画3万2千人以上の109.6%を達成した。 i アスベスト関連疾患に係る研修会等の開催 喫緊の課題となっている石綿（アスベスト）関連疾患に係る医師を対象としたアスベスト診断研修（17年8月参加人数449名）、病理医師、検査技師を対象としたアスベスト小体計数検査講習会の開催（17年12月、18年1月病理医5名検査技師28名参加）、「じん肺研修」を積極的に開催した。 ii 女性医療フォーラム等の開催 働く女性を医療面から支援することを目的として東京、名古屋での2回にわたる「女性医療フォーラム」の開催（17年7月：105名参加、18年2月：132名参加）により診断技術、モデル医療の普及に努めた。</p> <p>ウ 高度医療機器を用いた受託検査の実施（受託検査件数） CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報を行った。 こうした取組の結果、27,119件の受託検査を実施し、16～17年度の2年間で中期計画6万件以上の83.7%を達成した。</p> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果に基づく業務の改善 上記ニーズ調査・満足度調査において出された意見を基に各病院において積極的に改善に取り組んだ。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--|
| ④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 | ④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 | ④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 | <p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p><u>労災病院が目指す医療の方向</u></p> <ul style="list-style-type: none"> i 急性期化に対応した診療体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均在院日数の短縮並びに看護師の確保により急性期化に対応した診療体制の構築を図った。 ※平均在院日数 【H16】18.6日 → 【H17】17.5日 (1.1日短縮) ii 労働災害・大規模災害への対応を含めた救急体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害、大規模災害への対応を含めた救急体制の強化を行うことにより、救急搬送患者の受け入れの増加を図った。 16年度 17年度 64,472人 → 66,699人 iii 地域医療連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の医療機関との間であらかじめ特定の疾患に関する連携パスを策定することにより、シームレスな地域医療連携を実現。 ・ 紹介率を向上させ、地域支援機能の強化を行うことにより、勤労者医療の中核及び地域医療の中核としての体制を構築 ※地域医療支援病院 17年度 18年度 3施設 → 4施設 (1施設申請中) iv 急性期リハビリテーションの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災労働者、勤労者をはじめとした入院患者の早期社会復帰を図るため、リハビリテーション診療体制の再編等、リハビリテーション機能の急性期化を図る。 ※リハ基準の再編 17年度 理学療法I 29施設 作業療法I 29施設 心疾患リハ 2施設 ↓ 18年度 運動期リハI 32施設 脳血管疾患リハI 27施設 心大血管リハII 3施設 呼吸器リハI (新設) 27施設 |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|------|----------|--|
| | | | <p><u>医療の高度化</u></p> <p>i 大学・学会・労災病院の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学・学会との連携強化を図り、最新の技術、知識の習得及び実践を通じて高度な医療を提供した。 <p>各種学会認定施設数： 561 (日本胸部外科学会、日本救急外科学会等50学会)</p> <p>学会認定医数： 1,131人 学会専門医数： 1,065人 学会指導医数： 552人</p> <p>ii 専門センター化によるチーム医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の診療科別から、臓器別・疾患別の専門センターを設置することにより、高度専門的医療を提供するとともに、職種及び診療科の枠を越えたチーム医療を提供する。 <p>専門センター数： 107 (消化器センター、脊椎外科センター、糖尿病センター等)</p> <p>iii 高度医療機器の計画的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、より高度な治療機器、より正確な診断機器等の整備を行った。 |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|---|---|--|
| <p>ア 労災病院においては、別紙に示された12分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。</p> <p>なお、労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p> | <p>ア 労災病院においては、次のような取組により、中期目標の別紙に示す12分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 中期目標期間の初年度に、12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。当該指標により、次年度から医療の質に関する自己評価を行う。 ii 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。 iii 労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病との関連性等に関するカリキュラムを拡充することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。 iv 労災リハビリテーション工学センターにおいて、工学技術を用い義肢装具等の研究・開発を実施し、その成果をリハビリテーションに活用する。 | <p>ア 12分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るために、労災病院において次のような取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 平成16年度に策定した12分野毎の臨床評価指標により医療の質に関する自己評価を行う。 ii 労災看護専門学校において、平成17年度入学生より勤労者医療に関する特別講義（75時間4単位）を含むカリキュラムを導入する。 iii 労災リハビリテーション工学センターにおいては、歩行訓練の工学的研究、麻痺患者に対する機能的電気刺激の応用研究に基づき義肢装具等を開発するとともに、その成果をリハビリテーションに活用する。 | <p>ア 12分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るために、労災病院において次のような取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 臨床評価指標による医療の質の評価 労災病院の医療の質の向上を図ることを目的として設置された12分野臨床評価指標検討委員会により策定された臨床評価指標に基づき、各労災病院より臨床データを集積するとともに12分野毎に自己評価を行った。 ii 専門性を有する看護師の育成 専門性を有する看護師の育成のため労災看護専門学校において、17年度入学生より勤労者医療概論、メンタルヘルスマネジメント等の勤労者医療に関する特別講義（75時間4単位）を含む新カリキュラムを導入した。 <p>〔 平成17年度入学者数…355人</p> <p>iii 義肢装具等の開発 労災リハビリテーション工学センターにおいては、義肢装具等の開発、歩行訓練の工学的研究及び機能的電気刺激の応用研究を実施し、今年度1件の特許査定を受けた。現在、市販化に向け、厚生労働省の認可を得るため、関東労災病院、藤田保健衛生大学の協力を得て臨床試験を行っている。また、「機能的電気刺激を応用した歩行補助装置の開発」、「破れにくいフォームカバーの開発」については、研究開発を終え、現在特許出願中である。 なお、リハビリテーションへの活用状況とその普及状況については、吊り上げトレッドミルを用いた歩行訓練により、麻痺患者26人にに対し運動機能再建を延べ1,012回実施するとともに、世界理学療法連盟アジア学会等での講演、リハ工学研究交流会においては企業、大学等へリハ関連機器の共同研究を呼びかけるなど、積極的に研究成果の活用を図っている。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|---|---|---|
| | <p>v 次の(i)及び(ii)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(i) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、医師臨床研修に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>(ii) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種毎の勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実することにより、職員個々の資質の向上を図る。</p> | <p>iv 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るために、次のとおり取り組む。</p> <p>(i) 医師臨床研修指定病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムに基づいて医師臨床研修を実施するとともに、指導医、研修医の意見を参考に臨床研修プログラムの改善に反映させる。</p> <p>(ii) 受講者の意識改革及び理解を深めるため、勤労者医療の中核的役割に関する講義を重点項目と位置付け、本部において機構職員の集合研修を実施する。</p> | <p>iv 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るために、次のとおり取り組んだ。</p> <p>(i) 優秀な医師の確保・育成 医師臨床研修指定病院である32労災病院において、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムに基づき、企業の産業医と連携した健康診断から予防・治療・職場復帰までの健康管理等の臨床研修を実施するとともに、指導医、研修医の意見を参考に臨床研修プログラム内容の改善に反映させた。 また、労災病院群として優秀な医師を確保するため、2労災病院間で後期臨床研修を実施する「労災病院群後期臨床研修制度」の新設や研修医確保のために「労災病院研修医募集ガイドブック」を作成し、各労災病院を通じて関係大学に医師募集活動を行った。 さらに、各地で開催される「医学生・研修医のための研修病院合同セミナー」へ参加し、当機構のホームページに加えて、アクセス件数の多い医師専門の就職・転職情報サイトに広告を掲載し、医師募集のPR活動を行った。 この結果、全労災病院で103名の前期臨床研修医、54名の後期臨床研修医、3名の労災病院群臨床研修医を確保した。</p> <p>(ii) 優秀な看護師の確保・育成 患者に提供する良質な医療サービスを保証するため、「看護体制の確保・充実に関する指針」を策定し、優秀な看護師の確保に取組むとともに、人材の育成を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ キャリアアップ支援 「労災病院間派遣交流制度」、「外部機関研修制度」の整備や院内教育体制の整備 ○ 看護職員の募集に関する取組 看護職員募集ガイドブックの作成等 ○ 労働環境の整備…院内保育所の整備 <p>結果、看護師の新規採用者数（18年4月）は1,014名（前年度850名）となり、また、認定看護師及び専門看護師の数は、新たに14名が認定されトータルで41名（その他候補・申請中22名）となった。 ※参考 全国認定看護師数 1,729名、専門看護師数 139名</p> <p>(iii) 職員研修への取組 労災病院が政策医療機関として勤労者医療を推進することの重要性や独立行政法人に求められる効率的・効果的な業務運営に関する講義を盛り込むとともに、研修プログラムの充実を図り、本研修プログラムに基づき、本部において20研修、延べ1,047人に対して集合研修を実施した。 研修後のアンケート調査では、受講者の81%が「理解できた」又は「概ね理解できた」と回答があり、また、アンケート調査及び受講報告書では「機構の現状を再認識し、厳しさを痛感した」、「機構の職員として何を目指し何をすべきかを学ぶことができた」等の評価を得るなど、受講者の資質の向上及び意識改革が図られた。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|---|---|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|--------|------------|----------|-----|--|----------|------|-------|----------|-----|
| | <p>vi 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これにより、中期目標期間中に、延べ30万人以上（※）の救急搬送患者を受け入れる。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 56,653人×5年間の5%増）</p> | <p>v 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。</p> | <p>さらに、受講者のアンケート調査及び受講報告書等による受講者の意見・要望等問題点を検証し、外部講師を招いて、当該講義を4つの集合研修において実施するなど、講師、講義内容・時間等を見直し、研修プログラムの充実を図った。なお、労災病院における患者満足度調査の結果を踏まえ、患者接遇に関する講義を実施した。</p> <p>平成17年度集合研修職種別受講者数</p> <table> <tbody> <tr><td>医 師</td><td>30人</td></tr> <tr><td>看護職</td><td>530人</td></tr> <tr><td>医療職</td><td>197人</td></tr> <tr><td>事務職</td><td>55人</td></tr> <tr><td>共 通</td><td>235人</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>1,047人</td></tr> </tbody> </table> <p>v 救急救命医療への対応 救急救命士の病院研修受入（2,872人）や連絡会議の開催（107回）等により救急、防災機関との連携を強化するとともに、病院外での救命救急に係る研修（ドクターヘリ講習会、公的病院災害ネットワーク災害訓練等）に303人（106回）が参加した。 また病院内においては、救急蘇生講習会など141回（延べ参加人数5,137人）実施した。これらにより、17年度は66,699人の救急搬送患者を受入、16年度64,472人と合せて131,171人の救急搬送患者を受入、16～17年度の2年間で中期計画の43.7%を達成した。</p> <p>vi 病院情報システム等IT化の推進 医療の質の向上や病院運営の効率化等の観点から、医療情報の共有化によるチーム医療の充実や地域医療連携の推進等を目指し、オーダリングシステム、電子カルテシステムの導入を進めた。 また、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、平成17年7月1日に本部にCIO及びCIO補佐官を設置し、本部から各施設への指導体制を強化した。</p> <table> <tbody> <tr><td>オーダリングシステム</td><td>17年度新規稼働</td><td>2施設</td></tr> <tr><td></td><td>17年度現在稼働</td><td>22施設</td></tr> <tr><td>電子カルテ</td><td>17年度現在稼働</td><td>1施設</td></tr> </tbody> </table> | 医 師 | 30人 | 看護職 | 530人 | 医療職 | 197人 | 事務職 | 55人 | 共 通 | 235人 | 合 計 | 1,047人 | オーダリングシステム | 17年度新規稼働 | 2施設 | | 17年度現在稼働 | 22施設 | 電子カルテ | 17年度現在稼働 | 1施設 |
| 医 師 | 30人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護職 | 530人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療職 | 197人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務職 | 55人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共 通 | 235人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 1,047人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| オーダリングシステム | 17年度新規稼働 | 2施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 17年度現在稼働 | 22施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電子カルテ | 17年度現在稼働 | 1施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 | | | | | | |
|--|--|--|---|-----|-----|----------------|---------------------|----------------|---------------------|
| <p>イ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全ての病院で70%以上の満足度を確保すること。</p> <p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。</p> | <p>イ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供する。</p> <p>また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間を実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</p> | <p>イ 良質で安全な医療を提供するため、次とおり取り組むとともに、患者満足度調査を実施し、全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を得る。</p> <p>i 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審する。</p> <p>ii チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。</p> <p>iii 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映する。</p> | <p>イ 良質で安全な医療の提供</p> <p>良質で安全な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、クリニカルパス活用の推進などに取り組むとともに、患者満足度調査を実施した結果、全ての労災病院において70%以上の患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を得た。(全病院平均で78.9%の満足度)</p> <p>また、入院患者について、従来の満足度調査に加え、試行病院において退院後1~2ヶ月後の患者満足度に係る追跡調査を実施した。</p> <p>その結果、満足度について有為差は生じなかった。(退院時調査: 87.0%、退院後1~2ヶ月後調査: 88.1%)</p> <p>i 病院機能評価の受審</p> <p>日本医療機能評価機構等の評価項目や視点を参考に自院の問題点の改善を行い、準備の整った病院から病院機能評価を受審した。</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">H16</td> <td style="text-align: right;">H17</td> </tr> <tr> <td>受審 27病院 → 28病院</td> <td>(受審率 84.4% → 87.5%)</td> </tr> <tr> <td>認定 21病院 → 25病院</td> <td>(認定率 65.6% → 78.1%)</td> </tr> </table> <p>※日本全国の病院の認定率は、22.0%</p> <p>ii クリニカルパス活用の推進</p> <p>クリニカルパス委員会活動を中心にチーム医療の推進、医療の標準化を図った結果、17年度末クリニカルパス作成件数は、2,684件(対前年比24.1%増)となり、16年度末2,163件に対し521件の増となった。</p> <p>また、対象疾患患者に対するクリニカルパス適用率は、77.9%となり、クリニカルパスの目的である良質で患者にわかりやすい医療の提供について高い効果をあげた。</p> <p>iii DPC導入へ向けた取組</p> <p>医療の標準化を目的としたDPCの導入に向け、DPC調査協力病院として11病院がDPC活用に基づく各種データを厚生労働省に提出した。</p> <p>また、導入希望病院に対して本部主催の説明会を開催(18年1月)するとともに、施設に対して各種会議や電子メール等により情報提供を積極的に行うなど、具体的取組を行った。</p> <p>18年度DPC対象病院 9病院</p> <p>iv 患者満足度調査の結果に基づく改善</p> <p>利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映した。</p> | H16 | H17 | 受審 27病院 → 28病院 | (受審率 84.4% → 87.5%) | 認定 21病院 → 25病院 | (認定率 65.6% → 78.1%) |
| H16 | H17 | | | | | | | | |
| 受審 27病院 → 28病院 | (受審率 84.4% → 87.5%) | | | | | | | | |
| 認定 21病院 → 25病院 | (認定率 65.6% → 78.1%) | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|------|---|---|
| | | <p>iv 安全な医療を推進するため、平成16年度に見直しを行った「医療安全チェックシート」を全病院に導入し、医療安全に関する問題点の改善を図る。</p> | <p>v 安全な医療の推進</p> <p>(i) 医療安全チェックシートの活用 16年度に策定した全労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用い、第1回目（5月）のチェックを行い、各労災病院の医療安全に関する課題を明確にした。 明確化した問題点について各病院の取組を行うとともに、本部の指導・支援を行った結果、2回目（11月）のチェック結果では、項目達成率（全225項目中達成されている項目数）が全病院平均で9.3ポイント（81.2%・182項目→90.5%・203項目）増加した。</p> <p>(ii) 労災病院間医療安全相互チェック制度の導入・実施 労災病院間医療安全相互チェックの実施のため、全労災病院を12グループに分けるとともに、実施要領を作成し各病院に配布した。また、一部の病院において相互チェックを実施した。</p> <p>(iii) 医療上の事故に関するデータの公表に向けての準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療上の事故等の内容に応じてレベル0からレベル5に区分し公表基準を設定した。 ・ 個別公表については、該当事例が発生した時に、院長が報道機関に対して公表することとし、一括公表については、当機構ホームページ上で公表することとした。 ・ 各労災病院から医療事故・インシデント事例のデータを収集開始し、一括公表については平成19年度を目途に公表していく。 </p> <p>(iv) 専任の医療安全管理者の計画的配置</p> <p>(v) その他医療安全に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施し、外部講師の他、職員による講演、事例研究・発表等、主体的な取組を行い、医療安全に関する知識・意識の向上を図った。 ・ 「医療安全推進週間」（11／20日～11／26土）に全病院が参加し、病院職員はもとより、患者・地域住民等も広く参加できる機会として取組を行った。 ・ 医療安全に関する重要な情報を緊急安全性情報として発信し、注意・喚起を行った。 </p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|--|--|--|
| <p>⑤ 行政機関等への貢献 国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。</p> | <p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> | <p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。</p> | <p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 国の設置する委員会への参加 i アスベスト曝露による健康問題 アスベストによる健康問題に対し、報道当初から本部にアスベスト関連疾患総合対策本部を設置するとともに、本部、労災病院及び産業保健推進センター等に健康相談窓口等を設置した。 また、政府の「アスベスト問題への当面の対応」(アスベスト問題に関する関係閣僚会合とりまとめ)で求められている「国民の有する不安への対応」に対して以下の取組を行った。</p> <p>(i) 健康相談窓口の設置 労災病院、産業保健推進センター等に設置。相談件数は、24,402名。</p> <p>(ii) 専門家による臨時相談窓口の開設 地方労働局と産業保健推進センターの共催で開催（10局14回）するとともに、講演会の講師及び相談員を労災病院、産業保健推進センターから延べ53名派遣した。また、20産業保健推進センターに特別健康相談窓口を開設した。</p> <p>(iii) アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関としての「アスベスト疾患センター」の設置 23労災病院に設置し、相談、健診、受診、講習会等に対応した。また、知見の普及という観点から診断の教本としての「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」を発刊した。（10,000部発行）</p> <p>(iv) 新たな法的措置を検討するための各種委員会等への参加 石綿に関する厚労省・環境省所管の各種委員会等に労災病院医師が医員として積極的に参加することによりアスベストに関する知見について情報提供を行った。</p> <p>(v) アスベスト関連疾患に係る研究成果 ・中皮腫は石綿曝露と相当の因果関係あり ・治療方法として早期診断に基づく外科的切除が最良の方法 ・石綿曝露の医学的所見として胸膜プラーク、石綿小体の存在が重要</p> <p>ii 振動障害の客観的診断法の確立 ・平成18年3月、厚生労働省の「振動障害に関する検査指針検討会」報告書の中に、本研究の中間報告に基づき、新たな検査としてF S B P %の測定を精密検査として実施するとの内容が盛り込まれた。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 | | | | |
|--------|--|---|---|--------|---------|--------|-------------------|
| | <p>イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。</p> | <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。</p> | <p>iii その他委員会等</p> <p>(i) 労災認定基準等の見直しに係る検討会に労災病院医師が総勢 20 名参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動障害の検査指針検討会 3名 ・胸腹部臓器の障害に関する専門検討会 8名 ・労災医療専門家会議 5名 ・中央環境審議会 2名 ・石綿に関する健康管理等専門家会議 1名 ・石綿に関する健康被害に係る医学的判断に関する検討会 1名 <p>(ii) 国の設置する委員会等に労災病院医師が総勢 63 名参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方じん肺審査会 9名 ・振動障害専門部会等 2名 ・障害認定会議等 14名 ・労働災害後遺症認定等 14名 ・石綿研究班会議 3名 ・労災保険診療審査委員会 16名 ・その他行政機関等 5名 <p>イ 労災認定に関する意見書等の適切かつ迅速な作成 　　労災認定に関する意見書等の作成について、平成16年度の処理日数の大幅短縮に引き続き、平成17年度においても、前年度比 1.5 日の短縮を実現した。</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>処理日数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成16年度</td> <td>20.7日／件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>19.2日／件 (△1.5日短縮)</td> </tr> </table> </div> | 平成16年度 | 20.7日／件 | 平成17年度 | 19.2日／件 (△1.5日短縮) |
| 平成16年度 | 20.7日／件 | | | | | | |
| 平成17年度 | 19.2日／件 (△1.5日短縮) | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|--|--|--|
| <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき脳障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上（※）確保すること。</p> <p>※参考：平成14年度実績 医療リハビリテーションセンター 75.4% 総合せき損センター 78.8%</p> | <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰へ向けた機能の改善状況を勘案しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。</p> <p>② 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき脳障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、せき脳損傷者職業センターとの連携を図る。</p> | <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を促進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p> <p>② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき脳障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を促進し、せき脳損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p> | <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 医療リハビリテーションセンターの業務実績 かつては「寝たきり」と言われ自立が困難な重度障害者であって、他の医療機関では対応が困難な四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者等の全身管理が必要な患者に特化して、広く全国から患者を受入れている。 こうした患者に対し、患者毎の障害に応じたプログラムを作成するとともに、次の取組を実施することにより、80.5%の者が医学的に職場・自宅復帰可能となった（対前年度比0.3ポイント増）。さらに患者からの満足度は81.5%（特に「たいへん満足」が51.7%）と昨年に引き続き高い評価が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施 ・在宅就労支援プログラム等の実施 <p>② 総合せき損センターの業務実績 かつては「寝たきり」とと言われ自立が困難な重度障害者であって、他の医療機関では対応が困難な外傷による脊椎・せき脳障害患者等の全身管理が必要な患者に特化して、広く全国から患者を受入れている。 こうした患者に対し、患者毎の障害に応じたプログラムを作成するとともに、次の取組を実施することにより、83.9%の者が医学的に職場・自宅復帰可能となった（対前年度1.0ポイント増）。さらに、患者からの満足度は82.4%（特に「たいへん満足」が60.8%）と昨年に引き続き高い評価が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施 ・患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 <p>③ 高齢・障害者雇用支援機構の国立吉備高原職業リハビリテーションセンター及びせき脳損傷者職業リハビリテーションセンターとの連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業リハビリテーションセンターとの合同カンファレンス等を通じた連携による効率的・効果的なリハビリテーションの評価と患者毎のプログラム改良及び退院後のケアの実施 ・せき脳損傷者職業センターとの症例検討会等を通じた連携による効率的・効果的なリハビリテーションの評価と患者毎のプログラム改良及び退院後のケアの実施 <p>以上の取組により、社会復帰率を改善することができた。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|--|--|--|
| <p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次の取組により、海外派遣労働者の健康管理の向上を図ること。</p> <p>(1) 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上（※）確保するとともに、海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行い、その成果を広く情報提供すること。 また、センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 12,414人×5年間の5%増）</p> | <p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次のような取組を行うことにより、海外派遣労働者の健康管理の向上を図る。</p> <p>(1) センター利用者を確保するため、海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動を強化するとともに、毎年度、定期的にセンター利用者に対するニーズ調査及び満足度調査を行いその結果を次年度の業務運営に反映する。 また、長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究を行うとともに、研究成果をホームページで提供し、中期目標期間中、アクセス件数を9万件以上（※）得る。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 15,600件×5年間の15%増）</p> | <p>3 健康診断施設の運営業務 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいては次のような取組を行う。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 ① 海外勤務者や派遣企業に対する広報活動の強化により、健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万2千9百人以上確保するとともに、利用者満足度調査を実施し、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p> <p>② 施設利用者に対する満足度調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p> <p>③ 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析」（平成16年～平成18年の3年計画の2年目）及び「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明」（平成16年～平成18年の3年計画の2年目）についての調査研究を実施するとともに、これまでの研究成果をホームページで情報提供し、1万7千件以上のアクセスを得る。</p> | <p>3 健康診断施設の運営業務 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいて次のような取組を行った。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 ① センター利用者の確保 海外派遣企業及び商工会議所等を訪問して海外派遣労働者に対する健康管理の重要性等を説明するなど、広報活動を強化するとともに、最新の海外の医療情報（海外医療状況・環境衛生状況・薬剤情報等）を提供するなどサービスの向上に努めた。 特に、海外派遣企業に対し「新型インフルエンザに係る海外派遣企業での感染症危機管理対策」の講演会開催・ガイドラインの作成・ホームページでの情報提供・専用電子メール相談窓口の開設を行った結果、健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を14,757人確保した。（16～17年度の2年間で中期計画の45.5%を達成） また、施設サービス利用者に対して、赴任前、赴任後の健康診断のみならず、赴任中の健康管理に関するフォローアップ（Eメール・FAX・国際郵便による医療相談及び健康診断結果の電子媒体での提供）など海外勤務に係る一貫した健康管理サービスの提供を行った結果、利用者満足度調査（8月、2月・年2回）において、92.7%の海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を得た。</p> <p>② 満足度調査の結果に基づく業務の改善 満足度調査において出された「待ち時間が長い割には診察時間が短い」という健診者の意見を基に、医師の配置を2診から3診へ増やすこと等により施設利用者の利便性向上のための改善を行った。</p> <p>③ 調査研究の実施及び研究成果の提供 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析（3年計画の2年目）」では、海外勤務者と人間ドック被験者との比較検討を進め、赴任地域や赴任期間などの因子と健診時の検査結果との関連を解析している。17年度は内臓脂肪面積や体脂肪率、動脈硬化度などの検査結果についても、同様に比較検討し、海外勤務との関連を分析している。 また、「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明（3年計画の2年目）」では、17年度は16年度に収集したデータの分析に加え新たに「センス・オブ・コヒアランス（首尾一貫感覚）」を要因とした分析を行っている。 上記について、ホームページに情報提供を行った結果、34,513件（16～17年度の2年間で中期計画の61.3%を達成）のアクセス数を確保した。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|--|---|--|
| (2) 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行うため、海外巡回健康相談を実施し、巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得るとともに、当該事業の効果的な実施のため、ニーズ調査等を行い、派遣対象地域の見直し等を行うこと。 また、赴任地先の医療サービスの向上に向けた協力を図ること。 | (2) 医療不安が大きく、一定数以上邦人労働者が在留している地域を対象に現地日本人会等からの情報を調査分析し、海外巡回健康相談を実施するとともに、海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次の海外巡回健康相談の業務内容の改善、派遣対象地域の見直し等に反映する。 また、赴任地先の医療サービスの向上に資するための現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施するとともに、研修効果の評価を行い、結果を次回研修に反映する。 | (2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行う。 ① 医療面の不安の大きい地域で、法人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、現地日本人会等からの情報を調査分析し、必要な国、都市において海外巡回相談を実施する。 ② 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談についての改善策の検討及び派遣対象地域の見直しを行う。 ③ 海外勤務者が赴任地先で必要とする医療サービスの向上のため、現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施する。 また、研修生に対して研修効果の評価を行い、その結果に基づき次回研修の改善について検討する。 | (2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行った。 ① 海外巡回健康相談の実施 医療面の不安、セカンドオピニオンの需要及び健康相談に対するニーズの高い地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、外務省の派遣都市調査、日本人会や在外公館等の市場調査等を踏まえて巡回対象地域の選定を行い、アジア・アフリカ・中南米・東欧の32ヶ国52都市に、前期（6月～7月）3チーム、中期（10月～11月）4チーム、後期（2月）4チームの計11チームを派遣して、海外巡回健康相談を実施した。 ② 満足度調査・ニーズ調査の結果に基づく業務の改善及び派遣対象地域の見直し ア 満足度調査 各都市で無作為に抽出した相談者225人（うち有効回答223人、回答率99.1%）に対し、説明の分かりやすさ、相談内容等16項目についてアンケート調査（満足度調査）を実施した。 相談時におけるプライバシーへの配慮やEメール、FAXによる相談（①小児科、産婦人科等の専門的な相談内容について海外勤務健康管理センターからのバックアップ体制の強化、②メンタルヘルス面での帰国後のフォローアップ）など巡回健康相談会場のみに留まらないきめ細かな対応に努めた結果、94.6%の相談者から海外での健康管理に有用であった旨の評価を得た。 イ 派遣対象地域の見直し 上記満足度調査及び海外40都市の現地日本人会に対して実施したニーズ調査や外務省等が実施した派遣都市調査などを踏まえて検討会等を開催し、平成17年度には天津・西安（中国）について派遣中止とした。さらに廈門・合肥（中国）についても、医療環境の改善などによる派遣の是非を検討した。 また、相談者数が減少したアンカラ（トルコ）、バタム（インドネシア）については、日本人会等からの要望が引き続き大きいことも考慮して、平成18年度の実績を見たうえで改めて見直しについて検討することとした。 ③ 現地医療関係者を対象とした研修及び交流 17年度は、マレーシア、トルコ、ケニア、中米、中国の医療関係者に対して、日本における医療制度や診療システム及び患者接遇などについて、日本語研修を含め医療現場での体験を通した研修を行った結果、日本人や日本の医療に対する理解が深まったとの評価を得た。 また、帰国後の伝達研修などを通して関係する職員に対し、研修で得た知見を広く周知したとの報告を受けた。 アガ・カーン大学最高経営責任者及び病院長（パキスタン）、チェンマイ・ラム病院医師（タイ）並びにニカラグア・マサヤ市保健医療労働組合事務局長、トリニダート・バコ国立病院医師との交流では、「日本人診療における問題点と今後の対応」や「日本の医療制度、診療システム等について」の意見交換を行った。 |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|------|----------|--|
| | | | また、8カ国12の海外友好病院では日本人スタッフの配置、日本語のパンフレットの整備等、現地で日本人が適切でより良質な医療を受けられるような環境が整備されている。 |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|--|--|--|--|
| <p>4 産業保健関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針として、産業保健関係者に対する支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 中期目標期間中、産業医等の産業保健関係者に対し、延べ1万回以上（※1）の研修を実施するとともに、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。 また、産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上（※2）実施すること。 なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>（※参考1：平成14年度実績 1,916回×5年間の5%増）</p> <p>（※参考2：平成14年度実績 9,098件×5年間の5%増）</p> | <p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。 (1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> | <p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行う。 (1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 産業保健関係者に対し、次のような取組を行うことにより延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。また、利用者満足度調査を実施し、研修又は相談の利用者から産業保健に関する職務を行ううえで有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p> | <p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行った。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 産業医、産業看護職等の産業保健関係者に対し、延べ2,844回の研修（受講者数81,420人）を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を15,033件の相談に応じた。 研修及び相談の利用者満足度調査を実施したところ、研修については91.2%、相談については95.9%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を得た。</p> <p>i 産業医等に対する専門的研修 ・実施回数：2,844回 [年度計画の142.2%、16～17年度の2年間で中期目標（10,000回以上）の54.7%を達成] ・受講者（産業医等）数：81,420人 [16年度75,695人に対して7.6%の増] ・満足度（産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価）：91.2% [中期目標である80%以上を大幅に上回った]</p> <p>ii 産業医等に対する専門的相談 ・相談件数：15,033件 [16～17年度の2年間で中期目標（48,000件以上）の53.0%を達成] ・満足度（産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価）：95.9% [中期目標である80%以上を大幅に上回った]</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|--|---|---|
| | <p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。</p> <p>また、利便性の向上の観点から、インターネット等多様な媒体を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。</p> | <p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の維持・向上を図るため、研修内容等の改善を図る仕組み（計画一実施一評価一改善を継続的に実施する仕組み）を運用する。</p> <p>また、過重労働による健康障害防止に資するため、産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修を実施する。</p> | <p>iii アスベスト問題に関する迅速かつ的確な対応 アスベストによる健康障害の発生が社会的に大きな問題となつたことから、17年7月の「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」における「アスベスト問題への当面の対応」の取りまとめに先立ち、産業保健推進センターに健康相談窓口を開設し、産業保健関係者に加え、労働者、離職者、家族等に対し、健康等に関する相談に応じた。 [窓口相談件数：4,434件（平成17年7月～平成18年3月末）] さらに、行政からの要請に応じ、アスベストによる健康障害が発生している地域の労働者や周辺住民の健康不安解消のため、石綿についての知識を有する医師、相談員等による現地健康相談を開設するとともに、専門家による講演会を実施した。</p> <p>産業保健相談員等による相談会：34回（706件受付） 産業保健相談員等による講演会：11回（1,054名受講）</p> <p>① 研修内容の質の向上及び利便性の向上 次のa～eに示す「計画-実施-評価-改善」のサイクルによる研修内容等の改善を図る仕組みを継続的に実施する等により以下のように産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の向上が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> a ニーズ調査、産業保健モニター制度等によるニーズの把握 b 運営協議会の意見を踏まえた事業計画の策定 c 事業計画に基づく事業の実施 d 評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価 e 評価結果を踏まえた事業の改善 <p>ア 実習・実践的研修の実施割合の拡大 [1,047回実施（研修全体の36.8%）] グループ討議を取り入れた双方向研修、産業医職場巡回のための実地研修、産業医・主治医ペアの当該メンタルヘルス不調者の職場復帰システム研修等実践的研修の割合を高めた。</p> <p>イ 時宜を得たテーマによる研修の実施 ・アスベストに関する研修：219回 ・労働安全衛生法の改正を受け、産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修の実施：97回</p> <p>ウ 利便性の向上 利便性の向上を図るため、各産業保健推進センターのホームページを充実し、インターネット等による研修案内及び申し込み受付（全センター）を行うとともに、研修内容要約文を付した研修広報の実施、各産業保健推進センターが発行する情報誌への研修案内の掲載（全センター）を行った。 また、近隣のセンターと共同開催の研修を行った。（開催回数：51回）</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|--|---|---|
| | <p>② 産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家の確保、インターネット等多様な媒体での相談の受付等により、質及び利便性の向上を図る。</p> | <p>② 産業保健関係者からの相談の質を確保するため、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家を確保し、専門的見地から相談に対する回答を行う。特に過重労働による健康障害防止に資するため、脳・心臓疾患に関する分野の専門家の拡充を図る。さらに、利便性の向上を図るため、インターネット、FAXによる相談の受付、頻出の相談をホームページへ掲載する。</p> | <p>② 産業保健関係者からの相談の質及び利便性の向上 各産業保健推進センターにおいて、それぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令、カウンセリング、保健指導の全6分野の専門家1,213名を産業保健相談員として委嘱し、脳・心臓疾患等に関する分野の専門家の充実(56人)を図り、産業保健推進センター業務の企画・運営に活用するとともに、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地から回答を行った(全センター)。 加えて、アスベスト被害に関する健康相談窓口を設置するとともに、アスベストに関する現地健康相談を開催し、産業保健関係者に加え、労働者、離職者、家族等に対し、健康等についての相談に応じた。 また、相談の利便性の向上を図るため、FAX・インターネットを通じた相談の受付(全センター)を実施するとともに、受け付けた相談については1週間以内に回答した。 さらに、頻出の相談については、労働者健康福祉機構ホームページ上の産業保健に関するQ&Aを充実し、326項目の質問及び回答を掲載した(アクセス件数14,554件)。</p> <p>③ 研修、相談の実施による事業効果の把握 研修・相談等の産業保健推進センター事業の効果を把握するため全国レベルの調査に先立ち、各センターの取組事例の収集を行った。 全国レベルの調査については、調査設計を終了し、18年度において調査を実施中。</p> <p>【調査内容】 センターの研修・相談・情報提供により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業医等の知識・能力の向上にどのような効果があったのか。 ・事業場における産業保健活動の活性化にどのような効果があったのか。 ・当該事業場における労働者の健康状況の改善にどのような効果があったのか。 <p>なお、全国レベルの上記調査に先立ち、各センターの取組事例の収集を行った。好事例は以下のとおり。</p> <p>【好事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講した企業本社の衛生管理者の知識や研修能力が向上したことにより、当該受講者が講師となる全国の関連事業場における研修が増加し、社員に対する心と体の健康づくり研修が充実した。 ・産業保健推進センターが独自に作成した「メンタルヘルス対応マニュアル」を産業医研修等に使用したところ、事業場において積極的に活用され、産業保健活動が活性化された。(2万5千部配布) ・産業保健推進センターが、これまでなかった長時間立位者のための腰痛防止チェックリストを作成し、研修等で使用したところ、産業医等が当該事業場において積極的に活用し、販売員等の腰痛防止に効果が得られたとの改善事例が多数報告された。 |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|--|--|--|--|
| <p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供するとともに、当該情報の質の向上、利便性の向上を図ること。</p> <p>また、地域の産業保健活動の促進を図るために、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行うこと。</p> | <p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>① 産業保健関係者に対し、年4回発行する情報誌及びホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を112万件以上（※）得る。 また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 192,497件×5年間の15%増）</p> | <p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るために、次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図る。</p> <p>① 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図るために産業保健相談員会議において検討を行う。これらにより、ホームページのアクセス件数については35万件以上得る。 また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。</p> | <p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るために、次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図った。</p> <p>① 産業保健関係者に対する情報提供の質の向上 産業保健関係者に対し、産業保健活動に資する情報を提供するため、機構本部及び各産業保健推進センターにおいては、次のような情報の質の向上を図る取組を行った結果、ホームページアクセス件数が638,258件と大幅に増大し、対前年度比で30.3%の増、16～17年度の2年間で中期計画の112万件以上を既に達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業保健推進センターホームページ アクセス件数：638,258件 [対前年度比で30.3%増、16、17年度で中期計画（112万件以上）の100.7%を達成] ・ビデオ・図書 整備件数：81,773件 貸出件数：65,095件 ・「産業保健21」 発行回数：4回 発行部数：286,000部 配付先：産業保健推進センターで把握しているすべての産業医、産業看護職、衛生管理者等（いずれも企業経由） ・産業保健情報誌（地域版として各センター毎に作成） 発行回数：160回 発行部数：595,455部 配付先：地域の産業医、産業看護職、衛生管理者等（いずれも企業経由） <p>ア 機構本部 産業医活動の成果や好事例、国における産業安全衛生の動きに加え、アスベストに関する記事、産業医による長時間労働者に対する面接指導を義務づけた改正労働安全衛生法に関する記事等時宜に適した記事を掲載した情報誌「産業保健21」を発行し、企業を経由して全国の産業医等に配付するとともに、産業保健情報の普及・教育の観点から47都道府県の教育委員会、47都道府県の地域保健担当部局に配付した。 また、ホームページ上に、アスベスト問題の発生と同時に他機関に先がけアスベストに関する情報提供コーナーを開設、改正労働安全衛生法の動向の掲載、頻出の相談内容のQ&A項目の充実・拡大、全国の産業保健推進センターとのリンクなど、最新の産業保健情報を提供した。 さらに、平成17年4月25日に発生したJR福知山線電車脱線事故により、トラウマティックストレス（心的外傷を負うような精神的障害）を受けた労働者及び家族の心のケアに供するため、「職場における災害時のこころのケアマニュアル」を作成し、各産業保健推進センターを通じて関係事業場に配付した。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|---|---|--|
| | <p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行うとともに、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上研修を実施する。また、事業主に対し、ホームページ等多様な媒体による広報及び啓発を行う。</p> | <p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。</p> <p>また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で本部主催の新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。</p> <p>事業主に対しては、ホームページ、情報誌による広報を実施するとともに、事業主セミナーを開催し意識の啓発を行う。</p> | <p>イ 各産業保健推進センター 産業構造等に応じた地域の情報の掲載、情報誌（地方版）を近隣のセンターと共同編集することによる近隣県に係る広域情報の掲載等内容の充実した産業保健情報誌（地域版）を発行し、企業を経由して地域の産業医等に配付するとともに、地域産業保健情報、研修の案内・受付、ビデオ・図書のリストの掲載、頻繁な更新（3, 202回）などにより各センターのホームページの内容を充実した。</p> <p>ウ 提供する情報の質の向上を図るため、機構本部において、外部の有識者等からなる委員会を設置し審議を行うとともに（平成17年4月13日開催）、各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を開催し審議を行った。（145回）</p> <p>② 都市区医師会に設置されている地域産業保健センター（全国347ヶ所）への支援及び事業主に対する啓発活動 各産業保健推進センターにおいて、次の取組を行った。</p> <p>ア 地域産業保健センターへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業保健センター運営協議会に出席、助言（420回） ・地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本的知識を付与するための研修を実施（東京5月10日開催：25人参加、大阪5月11日開催：20人参加） ※ 研修受講者に対するアンケート調査では、すべての受講者から「十分理解」又は「かなり理解」した旨の評価を得た。 (3段階評価、有効回答45人、回答率100%) ・地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修を開催。（75回） <p>イ 事業主に対する啓発活動 ホームページ及び情報誌を用いて情報提供を行うとともに、現下の産業保健問題等に関する事業主セミナーを開催（674回）し、意識の啓発を図った。また、機構本部のホームページに産業保健に関するQ&Aを掲載した。（326項目の質問及び回答を掲載）</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|--|---|---|---|
| <p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 業績評価を実施し、効果的・効率的な支給業務の実施を図ること。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p> <p>(3) 手続の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、45日以内（※1）、自発的健康診断受診支援助成金については、25日以内（※2）とすること。 (※参考1：平成14年度実績 61日) (※参考2：平成14年度実績 25日)</p> | <p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 業績評価を実施するとともに、その評価を踏まえた業務の見直しを行い、より効果的・効率的な支給業務を行う。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページなど多様な媒体を用いた広報、労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携した周知活動を実施する。</p> <p>(3) 手続の迅速化 支給業務のマニュアル化等事務処理方法の見直しを図るとともに、助成金業務に関する会議を毎年開催し、その内容を徹底する。また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。</p> | <p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 助成金の効果的・効率的支給を行うために策定した支給業務に関する業績評価実施細則に基づき、業務についての業績評価を行い、その結果を業務運営に反映させるとともに、評価結果については、ホームページ等で公表する。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページに助成金に関するQ&Aを引き続き掲載するとともに、産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載する。 また、労働衛生関係団体及び業界団体等に対し、ポスター、パンフレット等を配布して周知活動を行い、その機関誌等に助成金に関する記事の掲載を依頼するとともに、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行う。 さらに、労働基準監督署、地域産業保健センターに対して助成金の周知について協力の依頼を行う。</p> <p>(3) 手続の迅速化 事務処理用コンピュータ新システム及び支給業務マニュアルにより、申請書の受付締切日から支給日までの事務処理の短縮を図る。 また、不正受給防止を図るため、会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示するとともに、必要に応じて情報収集等のため、実態調査を実施する。</p> | <p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については平成16年度の評価に基づき、支給規程の一部改正により、申請受付期間を従来の5月末から6月末日まで延長するとともに、助成金の支給については従来の年2回から3回に増やした。 業績評価委員会産業保健評価部会において、小規模事業場産業保健活動助成金について、継続事業場の事務処理の負担軽減を図るため適切な措置を講ずるよう意見が出され、検討の結果、申請様式のプレプリント化を決定した。 業績評価委員会産業保健評価部会の評価結果はホームページ等で公表した。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ① 助成金に関する周知の取組について 助成金の周知を図るため、情報誌「産業保健21」（4月号、7月号、10月号、1月号）に助成金に係る記事を掲載するとともに、労働衛生関係団体及び業界団体等に対しポスター、パンフレット等を配布し、当該団体の発行する機関誌等6誌（産業医学ジャーナル、働く人の安全と健康、季刊労働衛生管理、NOW、看護ニュース、セキュリティ）に助成金に関する記事を掲載した。 また、労働基準監督署に対し延べ829回、地域産業保健センターに対し延べ828回の協力依頼を行い、連携して周知活動を行ったほか、延べ4,341事業場等に対して利用勧奨を行った。 機構のホームページには、すでに助成金に関するページを掲載している。</p> ② 周知の取組の効果の把握について 情報誌「産業保健21」の読者に対しアンケート調査を行った結果、有効回答のうち、助成金の利用案内について7割以上が理解し、参考になったとの回答を得た。 また、助成金に関するホームページのアクセス件数については、前年度14,604件から17年度は16,165件と10.7%増加した。 <p>(3) 手続の迅速化 事務処理の効率化、利便性の向上を目的として事務処理用コンピュータシステム（小規模事業場産業保健活動支援促進助成金）のプログラムの改善を行い、17年度から稼働させた。これにより、17年度は申請の受付締切日から支給までの期間が前年度56日から5日間短縮して51日となり、中期目標期間中に短縮すべき16日のうち、2年間で10日間短縮し、中期目標の63%を達成した。 小規模事業場産業保健活動の継続事業場の事務処理の負担軽減を図り、さらなる手続き期間の短縮化を図るため、支給申請様式のプレプリント化を決定した（平成17年度に事務処理のコンピュータシステムの変更を行い18年4月から稼働）。 また、自発的健康診断受診支援助成金については、前年度25日から1日短縮して24日になり中期目標を達成した。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|------|----------|---|
| | | | <p>(4) 不正受給の防止 不正受給の防止に関しては、助成金支給業務マニュアルに基づき、助成金の申請時等に厳正な審査を行い、虚偽記載のないことを確認するとともに、必要に応じて情報収集のため、対象事業場の現地調査を実施している。(平成17年度は11事業場の現地調査を行った結果、不正受給はなかった。) また、助成金支給規程の改定を行い、調査の結果、不正受給が発覚した場合には助成金を返還させるとともに、企業名等を公表することとし、事業主向けのパンフレットにもその旨を記載した。</p> <p>(5) 助成金事業の効果の把握</p> <p>① 小規模事業場産業保健活動支援促進事業のアンケート調査結果 ア 調査時期 平成17年4月 イ 対象者 平成16年度助成事業終了事業場（3ヶ年間） 780事業場 ウ 回収率 71.3% エ 調査項目 i 本事業に対する満足度 本事業に対する満足度73.0% (大いに満足24.8%、満足48.2%) ii 本事業の具体的効果 ・3ヶ年の産業保健活動の効果に対する評価（複数回答可） 従業員の健康に対する意識が変わった（54.1%）、従業員への衛生・健康教育が充実した（31.5%）、従業員の健康診断受診率が向上した（28.2%）等の評価があった。 ・産業保健活動の継続 事業終了後に産業保健活動を継続する事業場の割合は、現在の産業医を引き続き選任する（47.0%）、他の産業医を選任する（2.7%）、他の代替措置を講ずる（23.2%）等何らかの形で産業保健活動を継続する意思がある事業場は72.9%であった。 iii その他意見・要望 助成期間の延長、助成金額の見直し、提出書類の簡素化などの意見・要望があった。 オ 評価結果 利用事業場における労使の意識や健康診断受診率の向上が図られるなど、本助成金の効果が認められた。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|------|----------|--|
| | | | <p>② 自発的健康診断受診支援助成金のアンケート調査結果</p> <p>ア 調査時期 平成17年4月～平成18年3月</p> <p>イ 対象者 深夜業従事者（2,565人）</p> <p>ウ 回収率 67.7%</p> <p>エ 調査項目</p> <p>i 満足度調査 自らの健康確保または健康上の不安解消に役立ったので99.5%がまたこの制度を利用したいとという回答であった。</p> <p>ii 本事業に対する意見・要望 助成金額を増やしてほしい、健康診断項目を増やしてほしい、夜勤回数に関係なく対象にしてほしい、申請手続きを簡素化してほしいなどの意見・要望があった。</p> <p>オ 評価結果 助成金額、健康診断項目等に改善要望等があるものの、極めて高い評価を得ている。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|--|--|---|--|
| <p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内（※）とすること。 (※参考：平成14年度実績 43.7日)</p> | <p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 審査業務のマニュアル化の徹底等事務処理方法の見直し、支払回数の拡大を行うとともに、立替払制度及びその請求手続に関して、Q&A方式により分かりやすく説明するなどホームページ等を活用した情報提供を充実する。</p> | <p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 平成16年度に引き続き、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を中期目標期間中に平均で30日以内とするため次の措置を講ずる。</p> <p>① 迅速な審査のための、事務処理方法の改善を行う。</p> <p>② 原則週1回の立替払を堅持する。</p> <p>③ 請求書の記載方法や立替払制度等を解説した破産管財人等向けのパンフレットの配付先を増やすとともに、制度や手続きを紹介するホームページの内容を更新し、情報提供の充実を図る。</p> | <p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 審査を適正に行うとともに、請求書の受付日から支払日までの期間を、不備事案を除き平均で30日以内とするため、次の措置を講じた。 これらの取組みにより、支払い期間は、対前年度比0.5日短縮して、29.6日となり、中期目標の30日以内を達成した。</p> <p>① 新任職員研修や疑義事案検討会を年間4回実施して審査業務の標準化を徹底する等の業務処理方法の改善を行った。</p> <p>② 原則週1回の立替払いを堅持するとともに、計画の49回に対して、企業の倒産により生活困窮者となった労働者のために、年末（12月27日）に追加して支払いを行い、年間50回の支払を実施した。</p> <p>平成17年度支払回数 50回 平成16年度支払回数 48回 平成15年度支払回数 31回</p> <p>③ 請求書の記載方法や立替払制度等を解説した破産管財人等向けのパンフレットについては、新破産法の施行をうけ、内容を刷新し作成した。配付先は平成16年度に配布した各労働基準監督署及び各地方裁判所に加え、日本弁護士連合会にも配布した。 また、ホームページについても、新破産法に対応して、内容を更新した。 なお、ホームページアクセス件数は17年度17,650件と前年度より40.0%増（16年度：12,604件）となった。</p> <p>新破産法の概略 ・破産手続の迅速化と合理化 ・労働債権の一部の財団債権化</p> <p>④ 大型倒産事案について、請求書提出前に破産管財人に対して事前指導を実施した。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|---|--|--|
| (2) 立替払金の求償 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。 | (2) 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督励等を適時適切に行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。 | (2) 立替払金の求償 賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。 ① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関するホームページ、パンフレット等により周知徹底を図る。 ② 清算型における確実な債権保全 破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加及びインターネットによる清算・配当情報を収集する。 ③ 再建型における弁済の履行督励 再建型である民事再生事案等については、再生債務者等に対して債務承認書又は弁済計画書の提出督励及び弁済督励を行う。 | (2) 立替払金の求償 ① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関してホームページ及びパンフレットに詳しく解説を盛り込むなどの内容の充実を図り、一層の周知徹底を図った。 └ ホームページアクセス件数 平成17年度 17, 650件 (平成16年度 12, 604件 40.0%増) ② 清算型における確実な債権保全 平成17年度の破産事案立替払事業所延数2,800件のうち、求償可能な案件1,980件の全件について、債権届を提出し、破産手続きに迅速に参加した。 なお、平成17年度に配当のあった事業所数は872件であり、17年度末に破産手続き中の事業所数は3,742件となっている。 また、インターネットにより官報検索を行い、清算・配当情報を収集し確実な債権管理を行った。 ③ 再建型における弁済の履行督励 再建型である民事再生事案等について、債務承認書又は弁済計画書が提出されていない再生債務者等に対し、当該事案の151事業所全件について402回の提出督励を実施した結果、114事業所から提出された。 また、指定期日に弁済が行われていない事案については、92事業所全件について234回の弁済督励を実施し、64事業所から弁済履行された。 ※事業所数は延数であり、同一事業所に対して複数回、履行督励を行う場合がある。 |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|--|---|---|--|
| <p>7 リハビリテーション施設の運営業務 リハビリテーション施設については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中に、社会復帰率を25%以上（※）とすること。</p> <p>（※参考：平成10～14年度実績 21.0%）</p> | <p>7 リハビリテーション施設の運営業務</p> <p>(1) 各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。</p> <p>(2) 国の都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p> | <p>7 リハビリテーション施設の運営業務</p> <p>(1) 入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者毎の社会復帰プログラムに則り、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施するなどの支援を行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。</p> <p>(2) 都道府県労働局や障害者職業センター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p> | <p>7 リハビリテーション施設の運営業務</p> <p>(1) 作業所の抜本的見直し 機構内に「労災リハビリテーション作業所のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、精力的に検討を行った。懇談会からは、在所者の社会復帰の促進や作業所の効率的利用に一層配慮しつつ、再編に取り組むことが適切であるとの提言を17年12月にいただいた。 その結果を踏まえ、北海道・広島両所の19年度中の廃止を決定した。</p> <p>(2) 在所者の社会復帰等の支援</p> <p>① 自立能力の早期確立のための取組み 入所者の自立能力の早期確立のため、入所者毎の社会復帰プログラムの充実と定期的（3ヶ月に1回）なカウンセリングの実施により社会復帰意欲を喚起した。 その結果、社会復帰率は平成16年度実績に比し1.6ポイント高まり、23.7%となった。（平成18年3月末現在）</p> <p>② 都道府県労働局等との連携による早期就職支援 都道府県労働局（ハローワーク）と連携し、入所者に対する就職情報の提供（189件）、障害者合同就職面接会への参加（21人）、を実施したほか、（独）高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターの専門カウンセラーから作業指導・助言を受ける（16人）など、早期の就職を支援した。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|--|---|---|
| <p>8 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰靈の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰靈の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。</p> | <p>8 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰靈式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰靈式の開催時に満足度調査を実施し、その結果を業務内容の改善に反映する。</p> | <p>8 納骨堂の運営業務 産業殉職者合祀慰靈式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰靈式の開催時に満足度調査を実施し、遺族等から慰靈の場にふさわしいとの評価を80%以上得るとともに、調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p> | <p>8 納骨堂の運営業務 (1) 平成17年10月7日に産業殉職者合祀慰靈式を開催した。また、納骨に関する相談に応じるとともに、植栽等を行い環境美化に努めた。</p> <p>(2) 産業殉職者合祀慰靈式において、参列遺族等680人に対して満足度調査を実施し、89.5%（昨年87.9%）の遺族等から慰靈の場に相応しいとの評価が得られ満足度は約2ポイント向上した。なお、満足度調査で不満足との評価は少なく、しかも昨年の3%から2%へと改善した。 また、昨年の満足度調査で意見の多かった開催時期については、9月を10月に、開始時間については、14時30分を13時30分に改善したことにより、時期に関する満足度は昨年の76%を約7ポイント、時間に関する満足度は昨年の76%を約4ポイント向上した。</p> <p>(3) さらに、平成17年12月からは、納骨堂に対する満足度調査を慰靈式当日に限らず、毎日実施しており調査対象の拡大を図るとともに今後の改善に生かすこととしている。 靈堂についての全体評価は、慰靈式当日の満足度調査及び日々実施している調査の合計結果については、90.1%の遺族等から満足であるとの評価を得た。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|---|---|---|---|
| <p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する事項」 で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>(1) 独立行政法人移行後の労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、中期目標期間中において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立し、収支相償（損益均衡）を目指すこと。</p> | <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、中期目標期間中において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償（損益均衡）を目指す。</p> | <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者の確保、平均在院日数の短縮、新たな施設基準の取得等による収入の確保、人件費の縮減、労災病院間の共同購入等による物品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により損益を改善する。</p> | <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標で定めた一般管理費、事業費等の効率化目標及び労災病院においては中期目標期間の最終年度において収支相償を達成するという目標を踏まえた年度計画を作成した。年度計画に基づく業務運営の結果は、17事業年度財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>(1) 平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画・年度計画を確実に達成するため、労災病院が取り組むべき事項、方向性を示した「平成17年度機構運営方針（労災病院編）」を策定し、それを踏まえて、以下の取組を行った結果、当期損失は△73億円まで圧縮し、平成16年度の損失額△128億円からは55億円、平成15年度からは2年間で118億円と相当の改善を達成した。</p> <p>① 労災病院に対する経営指導・支援</p> <p>ア 本部に設置する経営改善推進会議において、医師・看護師確保対策等の支援制度を構築するとともに、昨年度に引き続き、より高点数の施設基準の取得、地域医療連携の強化、病床削減を含む効率的な医療提供体制を検討し、実施。薬品・診療材料・衛生材料の共同購入を導入。併せて職員給与引き下げを実施。</p> <p>イ 本部・病院間の協議（病院協議）において、運営状況及び、目標達成のための具体的な取組、中長期な経営見通し等について、病院毎に協議を実施し、平成20年度までの経営目標を策定。</p> <p>ウ 経営改善病院に対して、昨年度に引き続き、毎月「経営改善進捗状況報告書」を提出させ、継続的なフォローアップを実施するとともに、亜急性期病床・障害者病棟の導入・病床の削減等を指示し改善を図った。また計画の見直しが必要とされる病院については、本部主導による「経営改善計画書」の再提出及び協議を実施。</p> <p>エ 上記「ウ」の経営改善病院の他、病院協議において決定した年度計画の達成が危惧される病院（計画達成危惧病院）については、実地調査及び協議を実施し改善に向けての行動計画を策定。</p> <p>② 収入確保及び支出削減対策の具体的な取組</p> <p>ア 診療収入の確保</p> <p>病診連携の一層の推進、クリニカルパスの適応疾患の拡充及び救急医療への積極的な取組などにより、平均在院日数を1.1日短縮させた。</p> <p>また、高額手術件数の増加、亜急性期病床の増床及び看護関係の加算の上位施設基準取得などの取組により、入院診療単価を1,614円増加させた。</p> <p>以上により、診療収入等は48億円の増収となった。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|--|--|---|---|
| (2) 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、財政投融資への確実な償還に努めること。 | (2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への償還を確実に行う。 | (2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への年度別償還計画を確実に実行する。 | <p>イ 人件費の抑制 事務職・技能業務職等の業務委託化の推進により人件費を抑制するとともに、以下の取組により、人件費を△2,301百万円縮減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師以外の職員俸給2.5%カット ・賞与0.14月分カット、管理職加算半減（17年6月実施） <p>ウ 医療諸費の縮減 薬品については、平成16年度に引き続き、ブロック単位で共同購入を実施して、購入単価の引き下げに努めたことにより、薬品費を△167百万円縮減した。 また、医療材料については、新たに10病院がSPD一括供給方式を導入して、現在19病院で稼働している。これに加えて、17年度においては、SPD導入病院間での品目の統一化を図り、スケールメリットを活かした共同購入も新たに実施したことにより、医療材料費を△185百万円縮減した。</p> <p>エ 効率的な機器整備 収益性のあるMRI・CTなどの高額医療機器については、各病院が整備計画書を本部に提出し、必要性及び費用対効果を検証した上で、優先整備を行っている。 収益性はないが、医療の質の向上に必要な電子カルテ・オーダリングシステム等の高額なシステムについては、各病院が導入計画書を本部に提出し、病院の経営体力、システム及び価格の妥当性等を検証した上で整備を行っている。</p> <p>オ その他の取組 以上の取組に加え、全般的な経費の見直しも行い、特に下記の取組により経費の縮減を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸水浄化システム、節水バルブの設置、買電業者との契約等による光熱水費の縮減（△183百万円） ・清掃業務における清掃面積の見直しなどの業務委託内容の見直し、競争入札の積極的実施等による業務委託費の縮減（△110百万円） ・保守回数の変更、競争入札の積極的実施等による保守料の縮減（△105百万円） ・印刷物の見直し、競争入札の実施等による印刷製本費の縮減（△19百万円） ・インターネットを利用した購入手段の活用、トナーカートリッジのリサイクル品への切替等による消耗器材費の縮減（△5百万円） <p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行い、財政投融資への当年度償還は計画通り実行した。 また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より、具体的な数値目標や処理方針等を明確にした上で、回収状況についての評価を的確に行うべきであるとの意見が出され、平成18年度計画では、一般債権の弁済計画に基づいた年度回収予定額を年度数値目標（回収目標）として新たに設定した。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|--|--|---|
| | <p>2 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙1のとおり。</p> <p>3 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>4 資金計画 別紙3のとおり。</p> | <p>2 予算 別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>4 資金計画 別紙3のとおり</p> | |
| | <p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 4,184百万円（運営費交付金年間支出の 3／12月を計上）</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足 等</p> | <p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 4,139百万円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足 等</p> | <p>第4 短期借入金の限度額 短期借入金の実績なし。</p> |
| | <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しよう とするときは、その計画 なし</p> | <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しよう とするときは、その計画 なし</p> | <p>第5 重要な財産の譲渡 ・平成17年4月26日に休養所「大沢野パレス」を譲渡した。 ・珪肺労災病院については、平成18年1月23日に土地・建物 等、平成18年3月20日に器具備品の売買契約を締結した。 大牟田労災病院については、平成18年3月23日に土地・建 物等・器具備品の売買契約を締結した。</p> |
| | <p>第6 剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金について は、労災病院においては施設・設備の整備、 その他の業務においては労働者の健康の保持増 進に関する業務の充実に充当する。</p> | <p>第6 剰余金の使途 労災病院においては施設・設備の整備、そ の他の業務においては労働者の健康の保持増 進に関する業務の充実に充当する。</p> | <p>第6 剰余金の使途 剰余金はなし。</p> |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 | | | | |
|--------------------------|---|---|--|----------|------|----------|------|
| 第5 その他業務運営に関する重要事項 なし | <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 中期計画開始時の役職員の構成及び員数</p> <p>① 役員：理事長1人、理事4人、監事2人（うち1人は非常勤）</p> <p>② 職員：運営費交付金職員800人、労災病院職員12,922人</p> <p>(2) 人員に係る計画</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数の抑制を図る。（期首：800人 期末：720人）</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金（注1）により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>① 病院名</p> <p>関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 予定額（注2）</p> <p>総額 56,098百万円</p> <p>（注1）当該施設整備費補助金は、本中期目標期間中に限る措置として講じられたものである。</p> <p>（注2）「予定額」は、中期目標期間の施設建設費計画額である。</p> | <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」に基づき△14人を削減し、786人以内とする。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>① 病院名</p> <p>関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 予定額</p> <p>総額 12,571百万円</p> | <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成17年度期首職員数（786人）の範囲内で配置した。</p> <p>（参考）</p> <table> <tr> <td>平成16年度期首</td> <td>800人</td> </tr> <tr> <td>平成17年度期首</td> <td>786人</td> </tr> </table> <p>(2) 職員の活性化や能力開発に向けた新たな人事施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員の能力開発・活性化 <ul style="list-style-type: none"> i 「労災病院間派遣交流制度」の策定 ii 「労災病院間転任推進制度」の策定 iii 「外部機関等研修制度」の策定 ② 管理職の自己管理啓発促進 <ul style="list-style-type: none"> 「個人別役割確認制度」の導入決定 ③ 優秀な人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> i 医師の確保 <ul style="list-style-type: none"> 「初期臨床研修」、「後期臨床研修」の他、「労災病院群後期臨床研修制度」の策定 ii 看護師の確保・充実 <ul style="list-style-type: none"> 「看護体制の確保・充実に関する指針」の策定 看護職員募集ガイドブックの作成 担当理事による4年制看護大学の訪問 <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 劳災病院に係る計画</p> <p>勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、劳灾病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行った。</p> <p>① 病院名</p> <p>関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 施設整備実施額</p> <p>総額 12,567百万円</p> | 平成16年度期首 | 800人 | 平成17年度期首 | 786人 |
| 平成16年度期首 | 800人 | | | | | | |
| 平成17年度期首 | 786人 | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 平成17年度計画 | 平成17年度の業務の実績 |
|------|--|--|---|
| | <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 　　労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。</p> <p>① 予定額（注3） 　　総額 2,467百万円 (注3) 「予定額」は、中期目標期間の施設整備の計画額である。</p> | <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 　　労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。 　　予定額 493百万円</p> | <p>(2) 劳災病院以外の施設に係る計画 　　劳灾病院以外の施設について、施設整備費補助金により劳灾看護専門学校の校舎・学生寮の補修工事、リハビリテーション作業所の浴室・トイレ等の改修工事等の施設整備を行った。</p> <p>　　施設整備実施額 388百万円</p> <p>(3) 吹付けアスベスト等の対策 　　吹付けアスベスト等に関する目視調査及び成分分析等調査を実施した。 　　なお、調査の結果、アスベストの含有が確認された施設は応急措置を施し、一部については対策工事を実施した。</p> <p>　　施設整備実施額 107百万円</p> <p>(4) 病院等保全業務の計画的な推進 ① 16年度の「保全の手引き」の作成に続いて、17年度においては「施設別保全台帳」を整備するとともに、各施設の投資費用を効率的に行うための「保全情報システム」を開発した。 ② 施設における光熱水費の縮減を図るための総合的な省エネルギー対策事業の試行としてESCO事業を旭労災病院に導入した。</p> |

